

2012年(平成24年)9月26日

久留米大学大学院法務研究科  
評価報告書

公益財団法人日弁連法務研究財団

|       |                                |    |
|-------|--------------------------------|----|
| 第1    | 認証評価結果                         | 1  |
| 第2    | 分野別評価（認証評価結果の概要）               | 2  |
| 第3    | 評価基準項目毎の評価                     | 7  |
| 第1    | 分野 運営と自己改革                     | 7  |
| 1 - 1 | 法曹像の周知                         | 7  |
| 1 - 2 | 特徴の追求                          | 10 |
| 1 - 3 | 自己改革                           | 12 |
| 1 - 4 | 法科大学院の自主性・独立性                  | 16 |
| 1 - 5 | 情報公開                           | 18 |
| 1 - 6 | 学生への約束の履行                      | 21 |
| 第2    | 分野 入学者選抜                       | 23 |
| 2 - 1 | 入学者選抜 入学者選抜基準等の規定・公開・実施        | 23 |
| 2 - 2 | 既修者認定 既修者選抜基準等の規定・公開・実施        | 28 |
| 2 - 3 | 多様性 入学者の多様性の確保                 | 31 |
| 第3    | 分野 教育体制                        | 33 |
| 3 - 1 | 教員体制・教員組織（1）専任教員の必要数及び適格性      | 33 |
| 3 - 2 | 教員体制・教員組織（2）教員の確保・維持・向上        | 36 |
| 3 - 3 | 教員体制・教員組織（3）専任教員の構成            | 38 |
| 3 - 4 | 教員体制・教員組織（4）教員の年齢構成            | 40 |
| 3 - 5 | 教員体制・教員組織（5）教員のジェンダーバランス       | 41 |
| 3 - 6 | 教員支援体制（1）担当授業時間数               | 43 |
| 3 - 7 | 教員支援体制（2）研究支援体制                | 46 |
| 第4    | 分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み     | 48 |
| 4 - 1 | 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）FD活動 | 48 |
| 4 - 2 | 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）学生評価 | 52 |
| 第5    | 分野 カリキュラム                      | 54 |
| 5 - 1 | 科目構成（1）科目設定・バランス               | 54 |
| 5 - 2 | 科目構成（2）科目の体系性・適切性              | 59 |
| 5 - 3 | 科目構成（3）法曹倫理の開設                 | 64 |
| 5 - 4 | 履修（1）履修選択指導等                   | 66 |
| 5 - 5 | 履修（2）履修登録の上限                   | 69 |
| 第6    | 分野 授業                          | 72 |
| 6 - 1 | 授業                             | 72 |
| 6 - 2 | 理論と実務の架橋（1）理論と実務の架橋            | 77 |
| 6 - 3 | 理論と実務の架橋（2）臨床科目                | 80 |
| 第7    | 分野 学習環境及び人的支援体制                | 84 |
| 7 - 1 | 学生数（1）クラス人数                    | 84 |

|       |                            |     |
|-------|----------------------------|-----|
| 7 - 2 | 学生数(2) 入学者数                | 85  |
| 7 - 3 | 学生数(3) 在籍者数                | 86  |
| 7 - 4 | 施設・設備(1) 施設・設備の確保・整備       | 87  |
| 7 - 5 | 施設・設備(2) 図書・情報源の整備         | 90  |
| 7 - 6 | 教育・学習支援体制                  | 92  |
| 7 - 7 | 学生支援体制(1) 学生生活支援体制         | 94  |
| 7 - 8 | 学生支援体制(2) 学生へのアドバイス        | 97  |
| 第8分野  | 成績評価・修了認定                  | 99  |
| 8 - 1 | 成績評価 厳格な成績評価の実施            | 99  |
| 8 - 2 | 修了認定 修了認定の適切な実施            | 105 |
| 8 - 3 | 異議申立手続 成績評価・修了認定に対する異議申立手続 | 109 |
| 第9分野  | 法曹に必要なマインド・スキルの養成          | 112 |
| 9 - 1 | 法曹に必要なマインド・スキルの養成 法曹養成教育   | 112 |
| 第4    | 本認証評価のスケジュール               | 120 |

## 第 1 認証評価結果

認証評価の結果，久留米大学大学院法務研究科は，公益財団法人日弁連法務研究財団が定める法科大学院評価基準について，3 - 1（教員体制・教員組織（1）専任教員の必要数及び適格性）及び9 - 1（法曹に必要なマインド・スキルの養成 法曹養成教育）の基準を満たしておらず，全体として適合していないと認定する。

## 第2 分野別評価（認証評価結果の概要）

当財団が定める法科大学院評価基準に従い、各評価基準項目に対する評価を、分野別に総合した結果及び総評は以下のとおりである。

### 第1分野 運営と自己改革

#### 【各評価基準項目別の評価結果】

|       |               |    |
|-------|---------------|----|
| 1 - 1 | 法曹像の周知        | B  |
| 1 - 2 | 特徴の追求         | C  |
| 1 - 3 | 自己改革          | C  |
| 1 - 4 | 法科大学院の自主性・独立性 | 適合 |
| 1 - 5 | 情報公開          | C  |
| 1 - 6 | 学生への約束の履行     | 適合 |

#### 【分野別評価結果及び総評】

第1分野の評価結果は C である。

養成しようとする法曹像として「地域社会に貢献する法曹」を挙げ、そのための教育を展開しようとしているが、特徴を追求するための具体性にややかけるきらいがある。自己改革に関しては、そのための組織・体制は整備されているが、当面の改善に追われ、当該法科大学院を取り巻く極めて厳しい状況を把握しての抜本的改革に手が付けられておらず、その機能及び成果には改善すべき問題点がある。以上より、自己改革に関しては、その改善状況を確認することが適当であり、本来であれば再評価要請を付すことが相当な状況である。

### 第2分野 入学者選抜

#### 【各評価基準項目別の評価結果】

|       |       |                   |   |
|-------|-------|-------------------|---|
| 2 - 1 | 入学者選抜 | 入学者選抜基準等の規定・公開・実施 | C |
| 2 - 2 | 既修者認定 | 既修者選抜基準等の規定・公開・実施 | C |
| 2 - 3 | 多様性   | 入学者の多様性の確保        | B |

#### 【分野別評価結果及び総評】

第2分野の評価結果は C である。

学生受入方針や選抜手続は、法科大学院に必要とされる水準に達しているが、志願者が減少するなか、当該法科大学院が予定する水準に必ずしも達していない学生を受け入れている可能性を否定できず、「適切な入学者選抜基準

が設定され、実施されている」というためには改善すべき点が多い。また、既修者認定試験に合格した者に法律基本科目 26 単位を免除するとともに、学生の申請によって 2 年次配当の法律基本科目のなかからさらに 4 単位の履修を免除する制度を設けているが、この申請による履修免除は既修者認定制度の趣旨を逸脱するものである。以上より、入学者選抜及び既修者認定に関しては、その改善状況を確認することが適当であり、本来であれば再評価要請を付すことが相当な状況である。

### 第 3 分野 教育体制

#### 【各評価基準項目別の評価結果】

|       |                 |               |     |
|-------|-----------------|---------------|-----|
| 3 - 1 | 教員体制・教員組織 ( 1 ) | 専任教員の必要数及び適格性 | 不適合 |
| 3 - 2 | 教員体制・教員組織 ( 2 ) | 教員の確保・維持・向上   | C   |
| 3 - 3 | 教員体制・教員組織 ( 3 ) | 専任教員の構成       | B   |
| 3 - 4 | 教員体制・教員組織 ( 4 ) | 教員の年齢構成       | C   |
| 3 - 5 | 教員体制・教員組織 ( 5 ) | 教員のジェンダーバランス  | C   |
| 3 - 6 | 教員支援体制 ( 1 )    | 担当授業時間数       | B   |
| 3 - 7 | 教員支援体制 ( 2 )    | 研究支援体制        | B   |

#### 【分野別評価結果及び総評】

第 3 分野の評価結果は D である。

設置基準上の専任教員の数には問題がないが、法律基本科目の一分野において適格性を有する専任教員を欠いており、法律基本科目の分野毎に必要な専任教員数の基準を満たしていない。実務家教員の割合、教授の比率には特に問題はない。基礎法学・隣接科目の専任教員を配置していることは高く評価できるが、教員の年齢構成にはかなり高齢の教員もおり、また教員のジェンダー構成についても女性教員が一人も専任教員にいないなど改善に努力が望まれる点もある。また、教員の担当授業時間数については、一部の教員に補習授業やオフィスアワーなどで負担が過大になっている教員がおり、改善すべき点がある。

### 第 4 分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

#### 【各評価基準項目別の評価結果】

|       |                               |  |   |
|-------|-------------------------------|--|---|
| 4 - 1 | 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み ( 1 ) |  |   |
|       | F D 活動                        |  | C |
| 4 - 2 | 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み ( 2 ) |  |   |
|       | 学生評価                          |  | C |

### 【分野別評価結果及び総評】

第4分野の評価結果は C である。

F D活動の組織・体制は整備されているものの、兼任教員に対するF D活動などに工夫が必要である。また、学生のニーズや授業評価を把握し、これを授業改善に役立てる等の努力は積極的に評価できるが、中間期アンケートを廃止し、学生の意見等を聴取する方法を教員の裁量に委ねている点については、中間期アンケートに代わる方法を検討するなど、改善を要する。

### 第5分野 カリキュラム

#### 【各評価基準項目別の評価結果】

|       |                    |    |
|-------|--------------------|----|
| 5 - 1 | 科目構成(1) 科目設定・バランス  | C  |
| 5 - 2 | 科目構成(2) 科目の体系性・適切性 | C  |
| 5 - 3 | 科目構成(3) 法曹倫理の開設    | 適合 |
| 5 - 4 | 履修(1) 履修選択指導等      | B  |
| 5 - 5 | 履修(2) 履修登録の上限      | 適合 |

### 【分野別評価結果及び総評】

第5分野の評価結果は C である。

全科目群の授業科目を用意し、学生の修了に必要な単位数を履修できる設計になっているが、知識重視の法律基本科目やその補習が多く行われ、1年次・2年次の必修科目の多さと相まって、学生に受け身の学修姿勢を助長する結果となっている。基礎法学・隣接科目や展開・先端科目に複数年にわたる休講科目が多く、基礎法学・隣接科目で法律基本科目の授業を行っている、基礎法学・隣接科目に配当すべきでない科目を配当している、等の問題が見られた。加えて法科大学院の科目としての適切性が疑われる科目を配置するなど、カリキュラム全体に改善すべき点が多い。法律基本科目に関する補習が多いことは履修登録の上限を逸脱するおそれがある。以上より、科目設定・バランス、科目の体系性・適切性及び履修登録の上限については、その改善状況を確認することが適当であり、本来であれば再評価要請を付すことが相応な状況である。

### 第6分野 授業

#### 【各評価基準項目別の評価結果】

|       |                      |   |
|-------|----------------------|---|
| 6 - 1 | 授業                   | C |
| 6 - 2 | 理論と実務の架橋(1) 理論と実務の架橋 | C |

## 【分野別評価結果及び総評】

第6分野の評価結果は C である。

教員が熱意を持って「良い」授業に取り組もうとしていることは見て取れるが、法科大学院の設置科目として適切でない内容の授業、具体的授業計画や授業内容が全く示されていない科目や科目名とは全く異なる内容の授業が行われている科目もあり、さらには多くの補習も行われていることから、授業計画の見直し、授業の仕方に工夫が必要である。理論と実務の架橋についても、理論と実務の架橋の意味をより具体化するための一層の工夫と努力が必要である。「エクスターンシップ・地域法務」については、派遣先法律事務所からの報告や評価方法について改善が必要である。

## 第7分野 学習環境及び人的支援体制

## 【各評価基準項目別の評価結果】

|       |                      |    |
|-------|----------------------|----|
| 7 - 1 | 学生数(1) クラス人数         | 適合 |
| 7 - 2 | 学生数(2) 入学者数          | 適合 |
| 7 - 3 | 学生数(3) 在籍者数          | 適合 |
| 7 - 4 | 施設・設備(1) 施設・設備の確保・整備 | A  |
| 7 - 5 | 施設・設備(2) 図書・情報源の整備   | B  |
| 7 - 6 | 教育・学習支援体制            | B  |
| 7 - 7 | 学生支援体制(1) 学生生活支援体制   | B  |
| 7 - 8 | 学生支援体制(2) 学生へのアドバイス  | B  |

## 【分野別評価結果及び総評】

第7分野の評価結果は B である。

入学者数、在籍者数とも、募集定員、収容定員を超えていない。必要な施設・設備は確保されている。法人の本部事務局が法科大学院の事務も処理する体制となっているため、教員に事務処理の負担がかかっており、改善すべき余地がある。

## 第8分野 成績評価・修了認定

## 【各評価基準項目別の評価結果】

|       |                            |   |
|-------|----------------------------|---|
| 8 - 1 | 成績評価 厳格な成績評価の実施            | C |
| 8 - 2 | 修了認定 修了認定の適切な実施            | A |
| 8 - 3 | 異議申立手続 成績評価・修了認定に対する異議申立手続 | B |



**【分野別評価結果及び総評】**

第8分野の評価結果は C である。

兼任講師等に成績評価基準を守っていない教員が見受けられるが、おおむね厳格な成績評価が行われているといい得る。しかし、そのために進級できない学生や修了できない学生の数が増加していることは、法曹養成という教育の過程全般から見ると、当該法科大学院が改善すべき新たな課題となっている。修了認定については、単位積み上げ方式であり、特段の問題はない。

**第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成**

**【各評価基準項目別の評価結果】**

9 - 1 法曹に必要なマインド・スキルの養成 法曹養成教育 D

**【分野別評価結果及び総評】**

第9分野の評価結果は D である。

養成しようとする法曹像とそのために必要とされるマインドとスキルについては評価できるが、その資質、能力の養成への取り組みについては、抜本的に改善する必要がある。

### 第3 評価基準項目毎の評価

#### 第1分野 運営と自己改革

##### 1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

##### 1 当該法科大学院の現状

###### (1) 養成しようとする法曹像

当該法科大学院は、久留米大学の建学の精神である「学問による地域への貢献」という教育理念の下に、養成しようとする法曹像として「地域社会に貢献する法曹」を掲げている。

21世紀の社会においては、国際化・グローバル化の流れへの対応を迫られる一方、他方で地方分権社会の要請に基づく地域特性の発揮が求められている。司法制度改革審議会意見書が述べるとおり、行政による過度の事前規制が行われる社会から、市民が「自由で公正な社会の構築に参画」する社会への転換が図られるならば、価値観は必然的に多様化し、利害関係は必然的に複雑化する。このような社会状況に対する認識を踏まえて、当該法科大学院では、広い視野をもち、高度な専門的知識に習熟しながらも、現実の生活世界を切実に生きる生活者の視点に立って、地域住民への法的なサービスを提供できる法曹の養成を目標としている。

そして、このような理念と目的に立脚して、当該法科大学院は、その養成しようとする法曹に必要な資質として、次のような資質を掲げている。

豊かな人間性と職業的法律家としての強い責任感と倫理観をもった法曹

法律の専門家として、法理論に関する知識をもつとともに、いかに困難な事件であっても、具体的な紛争解決のための「法」を現実の中に発見しようとする実践的な知性を備えた法曹

地域で生起するあらゆる紛争に的確に対処し、地域住民に適切な法的サービスを提供できる法曹

地域社会における平穏で平凡な生活に法的な価値を認め、そこに生きる市民のささやかな幸福をまもろうとする気概をもった法曹

は、プロフェッションとしての法曹に必要な共通の資質であり、及びは、地域社会に貢献する法曹として、いかなる紛争に対しても適切かつ妥当な法的解決を図ることのできる実践的知性が必要であることを示し、

は、地域社会に根ざす法曹として、社会的弱者としての市民に寄り添う

気概を求めている。

## (2) 法曹像の周知

### ア 教員への周知，理解

当該法科大学院が養成しようとする法曹像は，法務研究科委員会（教授会に相当する当該法科大学院における最高意思決定機関。以下「法科大学院委員会」という。）をはじめとして，FD委員会など各種委員会におけるすべての活動を通じて，専任教員に周知し，理解を図っている。兼任教員及び兼任教員に対しては，各年度において，「シラバス」（当該法科大学院においては「講義要項」と称する。）を作成する際に，周知し，理解を図っている。また，当該法科大学院が養成しようとする法曹像を記載した「大学院学生便覧 - 久留米大学法科大学院」（以下「学生便覧」という。）が，当該法科大学院において授業を担当するすべての教員に配布されている。

事務職員に対しては，当該法科大学院にかかわる業務を通じて，養成しようとする法曹像の意義を理解し，確認するよう働きかけている。すなわち，事務職員のうち希望する者に対して各年度に配布される「久留米大学 大学・入試案内」（以下「大学・入試案内」という。）においても，当該法科大学院が養成しようとする法曹像が示されているほか，日常の業務などにおける同大学及び当該法科大学院のホームページの利用や当該法科大学院の教員との交流を通じて，その周知が図られている。

### イ 学生への周知，理解

学生に対しては，各年度の初めに当該法科大学院が養成しようとする法曹像を記した「学生便覧」が配布されているほか，同大学及び当該法科大学院のホームページの利用を通じて，当該法科大学院が養成しようとする法曹像を周知している。また，各年度の初めに実施される履修科目を選択するためのオリエンテーションにおいて，当該法科大学院の教員及び事務職員から各科目の学修目標の説明を受けることにより，さらに，当該法科大学院が養成しようとする法曹像を前提とした授業を通して，その法曹像についての理解を深めるものとしている。

### ウ 社会への周知

当該法科大学院の教育理念や目的が示されている同大学及び当該法科大学院のホームページは，社会に対しても，当該法科大学院が養成しようとする法曹像を周知している。さらに，当該法科大学院は，当該法科大学院のパンフレットとして「久留米大学法科大学院 Guide Book」（以下「法科大学院パンフレット」という。）を作成し，一般に配布するとともに，新聞や雑誌などの媒体を通じ，当該法科大学院が養成しようとする法曹像の理解を社会に周知している。

## 2 当財団の評価

当該法科大学院は、養成しようとする法曹像を、「地域社会に貢献する法曹」と明確に定め、学生便覧やホームページその他で周知している。しかし、当該法科大学院が養成しようとする「地域社会に貢献する法曹」というイメージは、我が国の典型的な法曹像の一つであり、法曹像の教員や学生に対する周知に関し、その必要とされる4つの資質を含めて、その内実をともなって教員や学生に受け止められているのかという点については、やや疑問が残る。

## 3 多段階評価

### (1) 結論

B

### (2) 理由

法曹像の明確性・周知のいずれも、良好である。

## 1 - 2 特徴の追求

(評価基準)特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 当該法科大学院の特徴

当該法科大学院は、「地域社会に貢献する法曹」、すなわち地域社会において生活している人が抱える悩みに対して、この生活者の視点から、いわば他者の悩みを自己の悩みとして受け止め、それを解決する存在として活躍する「人にやさしい法曹」の養成を目指しており、そのための教育を展開している。このような教育にとって不可欠となるものが、理論と実務の架橋と少人数教育であるとする。

#### (2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

「地域社会に貢献する、人にやさしい法曹」という当該法科大学院が養成しようとする法曹像は、当該法科大学院における教育の通奏低音として、カリキュラムの編成、授業の組立て、FD活動の展開などあらゆる局面において、特徴を追求・徹底するための取り組みとして意識されているとする。

理論と実務を架橋する教育の実践について、当該法科大学院は、福岡県弁護士会筑後部会との協力関係に基づいて、エクスターンシップを必修化し、実務の現場における感覚を学生に体得させるものとしている。そして、その他の臨床科目においても、実務家教員である3人の弁護士及び裁判官経験者1人のほか、近時、研究者教員1人が弁護士登録を行って関与するなどの試みを始めている。

当該法科大学院が養成しようとする法曹像には、高度な専門家としての知識や能力のみならず、全人格的な資質においても卓越したものが求められており、それを達成するため、学生一人一人の顔が見える教育を目指している。

#### (3) 取り組みの効果の検証

当該法科大学院において、特徴を追求するための取り組みの効果については、学生の成績評価にあたって、これを検証するとともに、FD委員会を中心として、教員間において検討され、意見の交換がなされている。そして、これまでに司法試験に合格し、法曹となった当該法科大学院の修了者の大部分が、九州各県を中心とする地方都市において弁護士として活動している。

### 2 当財団の評価

当該法科大学院は、特徴を明確に掲げ、「地域社会に貢献する法曹」を養成

するために、福岡県弁護士会筑後部会のバックアップによる「エクスターンシップ・地域法務」を必修科目とし、実務基礎科目の充実を図っている。ただ、実務基礎科目が所期の効果を発揮しているかは、なお検証し改善する努力が望まれる。エクスターンシップの指導内容にも、当該法科大学院が関与すべきであり、指導担当弁護士からの報告も制度化すべきではないかと思われる。少人数教育により、教員と学生との距離が近い教育はできている。しかし、カリキュラムの編成や授業の組立てなどにおいて、本来の教育の特徴を徹底する努力が必要である。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

C

#### (2) 理由

当該法科大学院の掲げる特徴は明確であるが、上記したエクスターンシップの現状などを踏まえると、取り組みの適切性が良好とまではいえない。

## 1 - 3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等（入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。）を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動（学校教育法第109条第1項）は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動（FD活動）に関する事項はすべて評価基準4-1の評価対象とする。

「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 組織・体制の整備

同大学は、「久留米大学自己点検・評価規程」及び「自己点検・評価委員会規程」を定め、全学自己点検・評価委員会、大学専門自己点検・評価委員会、個別自己点検・評価委員会の各委員会を組織し、自己点検及び評価を行っている。

全学自己点検・評価委員会は、学長、法人理事、大学院研究科長及び法科大学院長、各学部長ほか、事務局長、大学専門自己点検・評価委員会委員長、その他学長が指名する者若干名によって構成され、委員長は学長とされている。全学自己点検・評価委員会は、大学の理念・目的に照らし、大学の活性化と現状改革の視点から自己点検・評価についての基本方針を策定し、自己点検・評価、外部評価又は第三者評価の結果に基づき現状を分析するとともに大学の改善・改革の方策についても検討し、適宜、理事長及び学長に提起することとしている。

大学専門自己点検・評価委員会は、大学院研究科、法科大学院、各学部等における個別自己点検・評価委員会の長をもって組織され、大学の教育・研究・社会貢献に関する自己点検・評価を効率的に実施すべく、具体的に点検・評価項目等を設定することと、個別自己点検・評価委員会間の調整を行うことを目的としている。法科大学院自己点検・評価委員会の長も、大学専門自己点検・評価委員会に出席し、他の部門とともに大学の自己改

革を目的とした組織的活動に参加している。大学院研究科及び法科大学院、各学部等は、大学全体の認証評価（外部評価）における自己点検・評価のための内部組織として、それぞれ個別自己点検・評価委員会を設置するものとされており、当該法科大学院においても、個別自己点検・評価委員会として法科大学院自己点検・評価委員会を設置し、運営委員会の構成員をもって法科大学院自己点検・評価委員会を組織している。

法科大学院独自の自己改革を目的として、運営委員会及びF D委員会が、自己点検・評価の活動を展開している。

なお、同大学における教学についての最高意思決定機関である大学評議会の審議事項として「自己点検，自己評価に関する事項」が掲げられており、法科大学院長も、その構成委員の1人となっている。

## （2）組織・体制の活動状況

法科大学院の自己改革を担う運営委員会及びF D委員会は、原則として、毎月1回開催される法科大学院委員会と同日に、これを開催している。

自己改革にかかわる問題については、当該法科大学院の自己改革の中心を担う委員会として設置されているF D委員会の提案を受けて、運営委員会において、多角的な視点からの検討を経て、法科大学院委員会が改革の施策を決定するが、運営委員会は自己改革の方針を立案する場としての機能を果たすことが期待されている。しかしながら、「4 - 1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）F D活動」で指摘しているところであるが、自己改革の提案をする重要な機能を持つF D委員会が、法科大学院委員会等に引き続いて行われているため、議論のための時間が十分に確保できなかった定例会議がある。

## （3）組織・体制の機能状況

当該法科大学院において、自己改革については、運営委員会及びF D委員会を中心とした組織的な対応がなされている。

F D委員会においては、当該法科大学院が養成しようとする法曹像の実現を目指して、カリキュラムの編成、授業の組立て、成績評価などについての検証を行っている。その検証の結果を踏まえて、運営委員会において議論を行い、カリキュラムの改訂や再試験制度の見直しを行った。また、その他の各種委員会からも、特待生制度や学内奨学金制度の在り方、入試制度の改革の提案が運営委員会になされている。

このように、当該法科大学院における自己改革は、F D委員会のみならず、各種委員会がその所掌する事項について検証を行い、改革が必要であるとの結論に至ったときには、改革案を提示し、運営委員会の議を経て、法科大学院委員会で決定するというプロセスを経ている。



## 2 当財団の評価

全学的な組織として自己改革を目的とした組織・体制が整備され、当該法科大学院においても全学的な自己改革に対応するための組織・体制が整備されている。また、当該法科大学院独自の取り組みとして、運営委員会及びFD委員会が自己改革のための機能を果たすことが期待されている。そのため、法科大学院自己点検・評価委員会の自己改革における役割が明確でなくなっており、自己点検・評価の結果が自己改革にどのように反映されているのかが見えにくくなっている。

当該法科大学院は、自己改革の成果の一つとして、入学者の理解力の低下に対応するためのカリキュラムの改訂を挙げている。教務委員会の検討を経て、2010年度から、選択科目として1年次の法律基本科目に、「法律解釈の基礎」、「判例分析の基礎」、「法律文書作成の基礎」という3科目の入門科目を設置したところ、FD委員会の授業内容の検証から、2011年度からは、この3科目の入門科目を「公法の基礎」、「民事法の基礎」、「刑事法の基礎」という科目に変更した。当該法科大学院の現状を踏まえて、法律基本科目系の入門科目を用意したことは評価できるが、実施1年で再改訂をしなければならなかったことは、十分な議論が尽くされていなかったのではないと思われる。また、このカリキュラム改訂では、既存の法律基本科目との調整が十分に行われているとはいえず、科目の体系性という観点からその内容についてはさらなる工夫の必要が生じている。また2010年及び2011年度のカリキュラム改訂の結果、法律基本科目群が6単位増えたこと及び3年次に総合演習科目を設置したことにより、当該法科大学院が特徴として挙げる理論と実務の架橋の役割を果たす実務基礎科目群等で展開される科目が減少するという結果を生じている。自己改革を行うにあたって、一つの改革が及ぼす波及効果を十分に検証できていないといわなければならない。

当該法科大学院を取りまく環境は極めて厳しいものがある。その一つが、志願者及び入学者の著しい減少である。特に、2009年度から2011年度の入学者数は毎年度10人台であったものが、2012年度には6人と激減した。そのため、当該法科大学院は、入試に関して、志願者数を増やすために、複数回の入試の実施や地方入試などを実施してきたが、目立った効果が出ていない。そこで、当該法科大学院は、2013年度入試から、「適性小論文利用入試」の導入を決定している。入試の施策を常に見直し、工夫する姿勢は評価できるが、入試改革だけでは当該法科大学院が置かれている現状を打破することは極めて困難であるといわなければならない。

どうすれば法科大学院で教育を受けるにふさわしい適性をもった人材が多く入学する状況を生み出すことができるのか。入試制度あるいは選抜方法の改善だけでなく、当該法科大学院に入学すれば、あの講義を受けることができるといった魅力ある講義を開設する等、教育内容のさらなる改善という視

点も、当該法科大学院の改革には必要ではないか。入学者の減少傾向に歯止めがかからないと、学生同士が切磋琢磨して、学力を向上させることにも支障が生じかねない。法科大学院長の強力なリーダーシップの下に、自己改革のための権限と責任を集中した、例えば「将来計画委員会」のような組織を立ち上げ、中長期的展望に立った改革に、学校法人と一体となって、早急に着手すべきと思われる。

自己改革の基礎は、当該法科大学院の現状の適切な把握と分析にある。修了者の進路や司法試験の受験状況・結果に関する情報などが運営委員会に報告されているというが、修了者の進路、入学者の成績と法科大学院での成績の相関関係や司法試験の成績と法科大学院での成績の相関関係などの基礎的データを正確に把握し、適切に分析できているかは確認できなかった。それらの基礎データを正確に把握し、適切に分析して、自己改革を進める必要がある。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

C

#### (2) 理由

全学的及び当該法科大学院として、自己改革を目的とした組織・体制の整備はなされているが、その機能及び成果の点で改善すべき問題点がある。したがって、本来であれば再評価要請を付すことが相当な状況である。

## 1 - 4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 教授会の権限

当該法科大学院において、教授会に相当する「法科大学院委員会」は、法科大学院の専任教員によって構成されている。法科大学院委員会は、人事に関する事項、研究及び教授に関する事項、学位の授与に関する事項、試験に関する事項、学科課程に関する事項、学生の入学、休学、復学、退学及び転学に関する事項、賞罰に関する事項、その他当該法科大学院に関する重要事項について審議するものと定められており、法科大学院委員会は、教学に関する広汎な権限を有している。

当該法科大学院は、法科大学院の専任教員と法学部所属の兼任教員(「学内非常勤教員」)によって構成される「拡大法科大学院委員会」を組織していた。この拡大法科大学院委員会は、小規模法科大学院として設置された当該法科大学院が、その教育にあたって法学部から兼任教員として協力を受けざるを得ず、その教育体制の一貫性及び協力体制を確保するための協議の場として設けられたものであったが、拡大法科大学院委員会の審議事項に、教育の方法に関する共通事項、学生の指導に関する共通事項、その他教科担当等学科課程に関する事項が規定されており、当該法科大学院の自主性・独立性との関係において誤解を生じさせる可能性を有する組織であった。前回の当財団の認証評価においても指摘されていたところでもあったことから、当該法科大学院は、本年5月に拡大法科大学院委員会を廃止した。ただし、法学部教員との連携は不可欠であるため、連携関係に関する規定を策定することで、法学部との合意はできているとのことである。

なお、法科大学院委員会は、原則として毎月1回開催されている。

#### (2) 理事会等との関係

理事会は、予算及び決算のほか、学校法人の経営上の重要事項を審議するものとされているが、教員人事及び教育研究活動について大学評議会及び教授会など教学部門の決定が理事会で覆されたことはなく、このことは同大学の慣行上確立している。そして、当該法科大学院の教員人事及び教育活動上必要な事項についても、法科大学院委員会の決定が理事会において否決されたことはない。

#### (3) 他学部との関係

同大学では、各部門(学部、大学院研究科、研究所など)の教授会等に

よって審議並びに決定された人事及び教育活動に関する事項は、各部門の代表者を委員とし、学長を議長とする「大学評議会」において審議される。しかし、同大学においては、各部門の自主的決定（いわゆる「学部自治」）が、長年にわたって慣行的に尊重されており、法科大学院を含む各部門の決定が、他部門の反対などにより、大学評議会において否決されたことはない。

(4) その他

法科大学院を取り巻く環境の厳しさについて、法学部を始めとする他部門の認識を深めるとともに、大学評議会などの機会を捉えて当該法科大学院の努力についての理解を求めている。

2 当財団の評価

法科大学院運営委員会が、カリキュラム、教員人事といった教育活動に関する重要事項について審議し決定しており、自主的に独立した運営が行われていると評価できる。

3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

当該法科大学院の自主性と独立性は確保されている。

## 1 - 5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 公開されている情報の内容

当該法科大学院が公開している情報は、次のとおりである。

教育の理念及び目標、当該法科大学院の特徴、当該法科大学院が養成しようとする法曹像が明示されている。

入学者選抜に関する事項としては、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)、入試制度、タイムスケジュール、選抜方法、受験者数、合格者数、合格者の属性(年齢、性別、社会人、非法学部出身者等の区別)、合格者の適性試験平均点、最高点・最低点、既修者試験過去問題、各年度の既修者コースと標準履修者(未修者)コース別の入学者数等の入試データが公表されている。

教育内容に関する事項としては、年次別到達目標、カリキュラムの概要、特徴、カリキュラム表、各年度の学年歴、時間割が公表されている。シラバスについては、授業目的、達成目標、授業計画と予習事項、授業方法・予習上の留意点、評価方法と評価基準、使用テキスト等の情報が公表されているが、授業内容の記載がされていない科目が複数存在する。また、進級率についても公表されていない。「学生便覧」には、「『法科大学院としての成績評価方法』について(申し合わせ)」、当該法科大学院の主要な規程等が掲載されている。

教員に関する事項としては、専攻、担当科目、プロフィール、研究業績一覧が公開されている。また、当該大学全体のホームページでは、研究者紹介ページにおいて、各教員の取得学位、専門分野、研究テーマ、所属学会、過去5年間の研究業績、教育内容方法の工夫、作成した教科書・教材・参考書の詳細なデータが公開されている。

成績評価・修了者等に関しては、成績評価や修了認定の基準や判定手続、修了者数、司法試験の合格状況が公開されているが、修了者の進路については公開されていない。

学生の学習環境に関しては、学生研究室・図書室・パソコンルームなど当該法科大学院専用棟内の施設、利用可能な判例検索システム等の情報が公開されている。学費、委託徴収金、特待生制度及び奨学金制度などの情報並びに収容定員等の情報が公開されている。在籍者数については、同大学全体の情報開示のなかで公開されている。

自己改革に関して、院長談話、当該法科大学院が行っている様々な取り

組みを社会に紹介している。

## (2) 公開の方法

当該法科大学院の公開する情報は、主としてホームページでなされている。当該法科大学院のホームページ以外に、当該大学全体のホームページにおいても「法科大学院（法務研究科）のページ」が設けられており、当該大学全体の研究者紹介ページへのリンクが張られているほか、教育理念、当該法科大学院の概要、アドミッション・ポリシー、教員数・専任教員数など当該法科大学院の基本的な情報が提供されている。

入試情報は、パンフレット及び入学者の募集に際して配布される「学生募集要項」にも詳しく掲載されている。これらの資料は、各種説明会等において配布されるほか、ホームページで申込み方法を案内しており、希望者には無料で送付されている。

また、当該法科大学院の教員及び学生に配布される「学生便覧」においても、教育内容等の詳細な情報が提供されている。

さらに、当該法科大学院は、情報を積極的に発信するため、学内外において当該法科大学院独自の説明会を開催するとともに、各種の合同説明会にも多く参加しているほか、新聞や雑誌広告などのメディアを利用している。

## (3) 公開情報についての質問や提案への対応

当該法科大学院においては、学内外から主としてホームページや「法科大学院パンフレット」で公表しているメールアドレスを利用して問い合わせをすることができるようになっている。

このメールアドレスに送られたメールは、当該法科大学院において、院長のほか、教務委員長と入試委員長に転送され、入試委員長が窓口として、質問の内容に応じ、担当者間で協議を行い、対応している。なお、「学生募集要項」をはじめとする入試関係の案内や通知等の書類には、当該法科大学院のメールアドレスのほか、当該大学入試課の電話番号も記載されており、特に入試関係の事項については、直接に当該大学の入試担当事務職員に問い合わせることも可能である。そして、この場合においても、その問い合わせの内容については、当該法科大学院の入試委員長に連絡がなされることになっている。

また、教育内容、学習環境等に対する学内からの要望・提案に関しては、年に1回開催される当該法科大学院学生代表と教員との間の「学生教員間連絡協議会」において協議される体制が整えられている。

## (4) 特に力を入れている取り組み

当該法科大学院では、情報を積極的に発信するために、説明会を多数実施し、入試制度、教育理念、教育内容、学生の教育環境等についての情報を参加者に直接提供し、個別の質問に答えるという取り組みを行っている。

2011 年度には、当該法科大学院独自の入試説明会を学内で 2 回、福岡で 2 回、鹿児島で 1 回実施し、入試合格者に対する説明会も学内で 2 回実施している。また、学部の合同説明会についても、2011 年度には、福岡・東京・大阪で実施された説明会にそれぞれ 2 回ずつ参加している。

## 2 当財団の評価

当該法科大学院の教育活動に関する情報はおおむね適切に開示されている。しかし、「学生便覧」中のシラバスにおいて、授業内容の記載がされていない科目が複数あり、教育内容に関する事項の適切な公開について改善を要する。また進級率及び修了者の進路など重要な情報が開示されていない点も改善を要する。

## 3 多段階評価

### (1) 結論

C

### (2) 理由

改善を要する点はあるが、学内外からの質問や提案への対応を含め、情報公開が法科大学院に必要な水準で行われている。

## 1 - 6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

当該法科大学院は、学生に対し、主として以下の5点の事項について約束をしている。

理論と実務を統合した教育、少人数教育、充実した臨床教育の提供  
学習支援体制の整備

若手弁護士による課外授業及びアドバイスの提供

学習環境の整備

経済的支援の充実

#### (2) 約束の履行状況

当該法科大学院は、学生に約束した事項について、以下のとおり履行している。

エクスターンシップをはじめとする臨床科目の充実を図っている。

オフィスアワー及び担任制を設置し、また学生からの質問・相談等に対応している。

課外授業として、地元若手弁護士による「法曹特殊講義」を開講している。

法科大学院専用棟を24時間使用できる環境を整備し、インターネットによる判例・文献検索を可能としている。

特待生制度及び学内奨学金制度を整備している。

#### (3) 履行に問題のある事項についての手当

基礎法学・隣接科目群、あるいは展開・先端科目群として設置した科目について、在学生在が少なく履修希望者数が確かでないため、当該法科大学院の努力にもかかわらず、担当教員を確保することができず休講（不開講）となっている科目が相当数みられる。

### 2 当財団の評価

当該法科大学院は、理論と実務を統合した教育、学習支援体制の整備、若手弁護士によるプラクティス、学習環境の整備など、学生に対する約束をおおむね履行している。しかし、選択科目のなかに、相当数の科目が担当教員を確保することができず、休講（不開講）となっており、学生に対する約束の履行が十分に果たされていないので、改善の余地がある。



### 3 合否判定

#### (1) 結論

適合

#### (2) 理由

選択科目に休講科目が多く，問題点はあるが，約束違反とまではいえ  
ない。

## 第2分野 入学者選抜

### 2-1 入学者選抜 入学者選抜基準等の規定・公開・実施

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。

「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 学生受入方針

当該法科大学院は、「地域社会に貢献する法曹の養成という教育理念の下、地域社会や地域の人々に奉仕する法曹になる意欲と能力がある者を受け入れること」を、アドミッション・ポリシーとしている。

##### (2) 選抜基準と選抜手続

当該法科大学院は、選抜基準として、「判断力、思考力、分析力、表現力、文章作成能力など、法曹として必要な基礎的能力を持っているか」、「法科大学院における授業に積極的に取り組み、日常的に与えられる課題をこなすことのできる強い学習意欲と能力を持っているか」、「将来の法曹としてその使命を果たす高い志を持ち、正義感や人権感覚、他者への思いやりなどを備えているか」、「法曹となるための専門的な法学教育を受ける前提となる、幅広い知識や一般教養を大学等において学んできたか、あるいは社会人として豊かな社会経験を持っているか」、「法学既修者として入学希望の人については、基礎的な実定法の知識を習得しているか」を挙げている。

当該法科大学院は、選抜手続として、「標準履修者コース」(未修者コース)試験と「法学既修者コース」試験を、(2011年度以降)9月(A日程入試)、12月(B日程入試)及び2月(C日程入試)の計3回実施してい

る。定員は、1 学年 30 人であり、法学既修者の定員は特に設定されていない。法学既修者コースを希望する者は、標準履修者コースとの併願を許されている。

A 日程又は B 日程の標準履修者コースの入学手続完了者で、特に既修者コースを希望した者に対しては、「既修者認定試験」(C 日程法学既修者コース入試と同一の法律科目試験)を実施して、合格した者は法学既修者コースへの入学を認めている。

社会人と他学部卒業生に対して、3 割以上の優先枠(特別枠)を設けている。また、当該法科大学院は、他大学法科大学院において在学中の者で、経済的又は家庭の事情等社会的に見てやむを得ない事情のため当該法科大学院への転入学を希望する者を対象として、原則として2 年次への編入を認める転入学制度を設けている。

当該法科大学院は、「受験生が本学法科大学院の授業に耐えうる意欲と能力をもっているか、法曹としての使命を果たす素質や意欲をそなえているか、正義感や人権感覚があるか、他人への思いやりがあるか、など」を判定基準として、以下の要素を総合的に考慮して合否判定を行っている。

標準履修者コース試験では、適性試験(50 点)、小論文(50 点)、書類審査(成績証明書、志望理由・自己推薦書)(30 点)及び面接(20 点)が行われる。適性試験は、法科大学院の履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を有しているかを判断するためのものである。小論文は、社会、経済、政治等の分野から出題され、常識を問う内容のものであり、法律に特化した作問はしないものとされている。書類審査は、学部の成績証明書その他の提出書類により、法曹としての必要な幅広い教養や資質を判定するものである。面接は、提出書類に基づく質疑応答を通して、法曹になるという強い意志をもっているかなどを判断するものである。試験全体に占める適性試験の評価割合は、3 分の 1 である。

書類審査は、学業成績の審査と「志望理由・自己推薦書」の審査からなるが、前者は、成績証明書に基づき、成績を GPA に換算し、その数値を一定の配点表にあてはめて得点化して、また、後者については、複数の教員による審査が、それぞれ行われている。

小論文試験の出題は、複数教員によるチェック体制がとられているほか、「小論文採点基準」に従って複数の教員による採点が行われている。

面接試験では、提出された履歴書、学部の学業成績書、「志望理由・自己推薦書」に基づき、複数の教員により、質疑応答を通して人物評価及びコミュニケーション能力が判定されている。実施にあたっては、面接評価の性格・評価方法、評価ポイント・面接方法等を内容とする「注意事項」を作成し、面接評価方法、面接評価基準、質問項目や面接時間等の統一を図

られている。

法学既修者コース試験では、適性試験（50点）、書類審査（30点）、面接（20点）及び法律試験（500点）の結果を総合して選考を行っている。法律試験は論述形式で行われ、試験科目（及び点数配分）は、憲法（100点）、民法（150点）、商事法（50点）、民事訴訟法（50点）、刑法（100点）、刑事訴訟法（50点）である。試験結果を総合的に考慮して選考を行うが、判定の基準は、「本学法科大学院のカリキュラムの1年次に配当されている科目について、単位を修得したとみなすことのできる学力を有しているかどうか」である。試験全体（満点600点）に占める適性試験の評価割合は、8.3%である。

### （3）学生受入方針，選抜基準及び選抜手続の公開

当該法科大学院は、学生受入方針、選抜基準及び選抜手続を、「学生募集要項」及びホームページ等において公開している。

また、ホームページ上に、過去の入試データや入試問題（ただし、法律試験科目のみ）等を公開している。

社会人・他学部卒業生を対象とする優先枠（特別枠）については、「学生募集要項」に、「社会人と法学部法律学科（略）以外の学部学科を卒業した者が入学者の3割以上になるように優先枠を設けます。」との記載があるのみで、この優先枠が、社会人・他学部卒業生が合格者数の3割に満たない場合にのみ適用されることについては開示されていない。

当該法科大学院においては、大学新卒者の受験者と社会人受験者との性格の違いから、書類審査（30点）の内訳を、社会人以外の受験者については、学業成績（GPA）を20点、「志望理由・自己推薦書」を10点としているのに対し、社会人の受験者については、学業成績を10点、「志望理由・自己推薦書」を20点としているが、この情報は、特に公表の必要はないと判断され、開示されていない。

転入学試験については、「学生募集要項」には記載がないが、「法科大学院パンフレット」には、「転入学試験については入試課へお問い合わせください。」とのみ記載されている。ホームページには、転入学試験について、受験資格、日程、選考方法、願書の請求方法・問い合わせ先を公開しているが、選考方法として、「筆記試験および面接試験を実施します。」とあるだけで、その具体的な内容は開示されていない。

### （4）選抜の実施

当該法科大学院は、適性試験につき、「下位15%以下の成績の者を合格させている」という点が、本学の入試の最大の問題であるというのが中教審の評価であるとの認識の下、「適性試験の成績が著しく低い受験生に対しては、面接でより厳密にその資質・能力等のチェックをしていく」必要性があることに配慮しているものの、2011年度の入学者をみると、適性試験の

成績にかかわらず、その多くの者が複数の法律基本科目において成績不良である。

#### (5) その他

当該法科大学院は、入学成績や個別の選考方法（適性試験、小論文、書類審査、面接）と入学後の学業成績との相関関係の有無につき検討を行ったが、明確な相関関係は認められなかったとしている。

志願者確保のため（定員 30 人に対し、受験者数は、2011 年度 41 人、2012 年度 37 人である。）入試回数や試験会場を増やすこれまでの取り組みに加え、2013 年度入試で、「適性小論文利用入試」の導入が決定されている。その具体的な内容は、募集定員を若干名とし一定の期間内に応募を受け付け、適性試験（1 部から 3 部）50 点、適性小論文（4 部表現力を測る問題）50 点、書類審査（成績証明書、志望理由・自己推薦書）50 点の 150 点満点で選抜を行い、適性小論文の採点は当該法科大学院において実施し、選抜基準は、他の標準履修者試験の合格点に照らして、ほぼ同等程度以上の得点の者を合格にするというものであり、また、当該入試に関する情報の公開は、「学生募集要項」、ガイドブック、ホームページなどにより行われることが予定されている。

標準履修者コース入試においては、適性試験は評価の 3 分の 1 の割合を占めているが、2013 年度入試からは、適性試験について「入学最低基準点」（適性試験受験者の下位から 15% の得点）の導入が決定されており、これは、「学生募集要項」、法科大学院パンフレット、ホームページなどにより公表される予定である。

## 2 当財団の評価

当該法科大学院は、学生受入方針を明確に定めており、それに則した入学者選抜基準・選抜手続を設定している。もっとも、社会人・他学部卒業生を対象とする優先枠（特別枠）がいかなる場合に実施されるのかに関する情報が公表されていない点や、転入学制度に関する情報が「学生募集要項」に公開されていない点、ホームページには転入学制度に関する比較的詳細な情報が開示されているものの、課される筆記試験の内容が公表されていない点については、改善を要する。

2011 年度標準履修者コースの入学者 10 人のうち、1 年次配当の法律基本科目が D 評価（不合格）であった学生が 7 人、そのうち 6 人は、4 科目以上で D 評価（不合格）を受けており、法曹となるにふさわしい適性を持った人材を入学者として適切に選抜できているか疑問とせざるを得ない状況にある。D 評価（不合格）を受けた者すべてが適性試験の成績が極端に悪いわけではない。小論文試験、書類審査あるいは面接が有効な選抜機能を発揮していないのではないかとの印象を持った。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

C

#### (2) 理由

学生受入方針及び入学者選抜手続はいずれも法科大学院に必要とされる水準に達しているが、「適切な入学者選抜基準が設定され、実施されている」というためには改善を要する点が多い。また、開示内容にも改善を要する。本項目について、本来であれば再評価要請を付すことが相当な状況である。

## 2 - 2 既修者認定 既修者選抜基準等の規定・公開・実施

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

(注)

「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。

「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 既修者選抜，既修単位認定の基準及び手続

当該法科大学院の既修者選抜は、「法学既修者コース試験」又はA日程若しくはB日程の標準履修者コースの入学手続完了者で、法学既修者コースを希望する者に対して行われる「既修者認定試験」の二つが実施されている。「既修者認定試験」は、C日程入試の法学既習者コース試験の法律試験問題と同一の試験問題である。

法学既修者コース試験では、適性試験(50点)、書類審査(30点)、面接(20点)及び法律試験(500点)の結果を総合して選考が行われている。法律試験科目(及び点数配分)は、憲法(100点)、民法(150点)、商事法(50点)、民事訴訟法(50点)、刑法(100点)、刑事訴訟法(50点)である。試験時間については、憲法90分(2010年及び2011年度。2012年度以降は70分)、民事法(民法、商事法、民事訴訟法)180分(2010年度及び2011年度。2012年度以降も同じ)、刑事法(刑法、刑事訴訟法)120分(2010年度及び2011年度。2012年度以降は100分)である。既修者認定の判定基準は、「本法科大学院のカリキュラムの1年次に配当されている科目について、単位を修得したとみなすことのできる力を有しているかど

うか」であり，総合点による合格判定が行われている。また，法律試験の出題と採点については，複数の教員によるチェックが行われている。

法学既修者として合格した場合には，1年次の法律基本科目13科目（「憲法概論」，「民法概論」，「商事法概論」，「民事訴訟法概論」，「刑法概論」，「刑事訴訟法概論」）26単位が認定されて，履修免除となり，加えて，入学後の申請により最大4単位が認定され，当該科目について履修免除となる。この最大「4単位」履修免除対象科目とは，2年次配当の「憲法」，「民法」，「民事訴訟法」，「刑法」，「刑事訴訟法」などであり，また，履修免除の認定判断は，個別の事例毎に行われるものとされている（例えば，大学院出身者で当該科目を専門に学んできた者や，他の法科大学院出身者で，その科目で優秀成績を修めていた者，その科目に関係する実務経験を有するなどが可能性としては考えられるとされる。）。なお，この制度による単位認定の申請は，これまでのところなされていない。

#### （2）基準・手続の公開

当該法科大学院は，既修者選抜試験の選抜基準及び手続を，当該法科大学院の「学生募集要項」及びホームページ等において公表している。「学生募集要項」は，毎年6月に発刊されるが，それに先行して5月中旬にはホームページにおいて新年度の選抜方法や変更点が公表される。また，毎年4月以降，各地で開催される入試説明会や雑誌，新聞広告などでも情報公開がなされている。

#### （3）既修者選抜の実施

当該法科大学院は，あらかじめ定められた選抜基準と選抜手続に従い，法学既修者の選抜を実施している。「法学既修者コース試験」については，2010年度は6人が受験して2人が合格，2011年度は8人が受験して3人が合格，2012年度は7人が受験して2人が合格している。「既修者認定試験」については，2012年度に初めて受験者がいたが，不合格となっている。

#### （4）その他

当該法科大学院は，2013年度以降の既修者試験においては，「各科目につき，20%を満たさない場合には，合計点のいかんにかかわらず，不合格とする」として，各科目に最低基準点を設定することとしている。

## 2 当財団の評価

当該法科大学院の既修者選抜の合否判定は，総合点で行われており，必ずしも個別の科目については修得したとみなすだけの基礎的学識を有しているかを測る制度設計となっておらず，改善すべきである。しかし，すでに当該法科大学院は，この点につき，各科目に最低基準点を設けることにしている。設定した最低基準点が有効であるかは検証が必要である。



既修者選抜に合格した入学者の申請により，2年次配当の法律基本科目から4単位を上限として履修免除を認める制度については，既修者認定制度の趣旨を逸脱する。法科大学院における既修者認定制度は，修得したものとみなすことができる科目につき，法律科目試験を実施し，その法律科目試験に合格した者に，当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認め，その科目を修得したものとみなすことのできるとする制度である。当該法科大学院が行う，既修者選抜に合格した入学者の申請に基づき2年次配当の法律基本科目から最大限4単位を修得したものとみなすとする制度は，その判断について，法律科目試験の合格だけではなく，他の大学院で当該科目を専門に学んできたこと，他の法科大学院でその科目で優秀成績を修めていたこと，あるいはその科目に関係する実務経験を有することなどの申請者の特有の要素を加味して認定するものであるとのことであり，法律科目試験の合否によって判断しているとはいえない。専門職大学院設置基準第22条第1項が定める，教育上有益と認めるときは，学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を，当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる，とする制度とも異なる。これまで，この制度による申請はなく，履修免除を認めたことがないとのことであるが，早急な改善が求められる。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

C

#### (2) 理由

法学既修者の認定は，法科大学院に必要な水準に達しているが，早急に改善を要する課題もあり，本来であれば再評価要請を付すことが相当な状況である。

## 2 - 3 多様性 入学者の多様性の確保

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

(注)

「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 法学部以外の学部出身者の定義

当該法科大学院の定める「法学部以外の学部出身者」とは、法学部法律学科(専ら法学を履修する課程を有する学科を含む。)以外の学部学科を卒業した者をいう。

#### (2) 実務等の経験のある者の定義

当該法科大学院の定める「実務等の経験のある者」とは、社会人(「2012年3月31日までに満25歳に達し、3年以上の社会経験を有する者」)をいうとして、社会経験の類型として、就労者、アルバイト、パートタイム、専業主婦、ボランティア、社会活動が例示されている。

当該法科大学院の「社会人」の定義によると、「最終学歴卒業後3年を経過していない者」を排除できないが、これは、長い勤務経験を経て社会人入試で大学に入学し卒業後すぐに法科大学院を受験する者や、働きながら放送大学を卒業した者などにつき、これらを社会人(実務経験のある者)として扱う方が実態に即しているという考慮によるものである。

#### (3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

当該法科大学院は、過去3年間のいずれの年度(2010年度~2012年度)においても、これらの者が3割以上となっている。

|                | 入学者数 | 実務等経験者 | 他学部出身者<br>(実務等経験者を除く) | 他学部出身者又は実務等経験者 |
|----------------|------|--------|-----------------------|----------------|
| 入学者数<br>2012年度 | 6人   | 1人     | 1人                    | 2人             |
| 合計に対する<br>割合   | 100% | 16.7%  | 16.7%                 | 33.3%          |
| 入学者数<br>2011年度 | 11人  | 3人     | 1人                    | 4人             |

|                |      |       |      |       |
|----------------|------|-------|------|-------|
| 合計に対する割合       | 100% | 27.3% | 9.1% | 36.4% |
| 入学者数<br>2010年度 | 15人  | 4人    | 1人   | 5人    |
| 合計に対する割合       | 100% | 26.7% | 6.7% | 33.3% |
| 3年間の入学者数       | 32人  | 8人    | 3人   | 11人   |
| 3年間の合計に対する割合   | 100% | 25.0% | 9.4% | 34.4% |

#### (4) 多様性を確保する取り組み

当該法科大学院においては、職業経験等を積極的に評価するため、他の受験者と比して、書類審査において、「志望理由・自己推薦書」に、より高い配点を与えている。書類審査30点の内訳として、社会人以外の受験者には、学業成績(GPA)を20点、「志望理由・自己推薦書」を10点としている。当該法科大学院は、社会人・法学部法律学科(専ら法学を履修する課程を有する学科を含む。)以外の学部学科を卒業した者が入学者の3割以上になるように特別枠を設けている。しかしながら、これまでこの特別枠が適用されたことはない。

#### (5) その他

多様な人材を確保するため、長期履修制度が用意されているが、2012年度入試まで、長期履修制度の利用はない。

### 2 当財団の評価

当該法科大学院の「社会人」の定義は、卒業後の社会経験に限定していないため、大学在学中に従事したアルバイトも社会経験に含まれることになり、これらの者を「実務等の経験のある者」といえるかは検討する余地がある。

過去3年間(2010年度～2012年度)の入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等経験者」の割合は、3割を超えている。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

B

#### (2) 理由

入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等経験者」の割合が3割以上の水準にある。ただし、「社会人」の定義については、改善の余地がある。

### 第3分野 教育体制

#### 3-1 教員体制・教員組織(1) 専任教員の必要数及び適格性

(評価基準) 法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

(注)

専任教員が12人以上おり、かつ収容定員(入学定員に3を乗じた数)に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。

法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

専任教員の半数以上は教授であること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 教員適格について

当該法科大学院では、専任教員の採用時の適格性に関しては、「久留米大学法科大学院教員資格審査規程」、「久留米大学法科大学院教員資格審査規程の運用に関する内規」及び「久留米大学法科大学院法務研究科教員選考基準」において基準を定めており、同基準に基づいた資格審査がなされている。

また、自己点検・評価報告書によれば、自己点検時における教員の適格性については、FD活動の過程において検証することで確保しているとのことであるが、十分に機能しているかは疑わしい。

##### (2) 教員割合について

当該法科大学院は、学生の収容定員数90人であるので、必要専任教員数は12人である。当該法科大学院の専任教員は14人(うち研究者教員10人、実務家教員4人)であり、専任教員1人当たりの学生数は6.4人となる。

##### (3) 法律基本科目毎の適格性ある専任教員の必要数

当該法科大学院の、法律基本科目における各分野毎の必要教員数及び実員数は次の表のとおりである。

|       | 憲法 | 行政法 | 民法 | 商法 | 民事訴訟法 | 刑法 | 刑事訴訟法 |
|-------|----|-----|----|----|-------|----|-------|
| 必要教員数 | 1人 | 1人  | 1人 | 1人 | 1人    | 1人 | 1人    |
| 実員数   | 2人 | 1人  | 2人 | 1人 | 0人    | 1人 | 1人    |

当該法科大学院が、自己点検・評価報告書において民事訴訟法の専任教員としている教員については、本認証評価時点において、担当科目に係わ

る研究業績が不足しており、教育実績も十分でなく、本基準における専任教員の数に算入することはできない。これにより、当該法科大学院においては、2011年度と2012年度の2年間は、本評価基準を満たす民事訴訟法の専任教員が欠員していたことになる。

(4) 各専任教員の科目適合性

当該法科大学院によれば、各専任教員は、いずれも適格性を有しているとのことである。しかしながら、専任教員1人については、担当する民事法総合における民法に関する研究業績がなく、科目適合性に疑問なしとしない。

(5) 実務家教員の実務経験の内容と期間

実務家教員は、それぞれ、5年以上の十分な実務経験を有している。

(6) 実務家教員の数

当該法科大学院は、実務家教員として、弁護士3人、元裁判官1人の計4人を配置し、いずれも5年以上の実務経験を有しており、専任教員における実務家教員の割合は、30.5%となる。

(7) 教授の割合

当該法科大学院は、専任教員14人のうち13人が教授であり、専任教員における教授の割合は、約93%となる。

(8) その他

当該法科大学院は、福岡県弁護士会と協定を締結し、実務家教員となる弁護士の推薦を受けることにより、実務家教員の確保を図っている。

2 当財団の評価

当該法科大学院は、設置基準上の専任教員の数、実務家教員の数及び専任教員の半数以上が教授であることには問題がないが、法律基本科目の一分野において適格性を有する専任教員を欠いており、法律基本科目の分野毎に必要な専任教員数の基準を満たしていない。法律基本科目について専任教員が適格性を欠き、かつ科目適合性を欠いていることは、当該教員の個人的な問題にとどまらず、当該法科大学院の人事政策の基本にかかわることであり、当該法科大学院にあつては、この事態を真摯に受け止め、改善に向けて最大限の努力を行うべきである。

3 合否判定

(1) 結論

不適合

(2) 理由

設置基準上の専任教員の数には問題がないが、法律基本科目の一分野において適格性を有する専任教員を欠いており、法律基本科目の各分野毎に

必要な専任教員数の基準を満たしていない。

### 3 - 2 教員体制・教員組織（2）教員の確保・維持・向上

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### （1）専任教員確保のための工夫

法科大学院委員会が、法科大学院設置基準、同認証評価基準及び当該法科大学院が設置する科目等に照らし策定した人事計画に基づいて、教員採用を進めている。当該法科大学院は、法学部の専任教員を兼務する「ダブルカウント」教員（いわゆる「専・他教員」）を5人配置しているが、2013年度末までにダブルカウントを廃止するものとしており、その後の人事計画については、法科大学院委員会において合意がなされてはいるものの現地調査時に具体的な人事計画が示されていなかった。しかし、現地調査後、当該法科大学院より具体的な人事計画案が示されるに至った。また、法律基本科目の一分野において適格性を有する専任教員を欠いており、法律基本科目の分野毎に必要な専任教員数が確保できていない状況にある。

##### （2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

実務家教員の採用について、当該法科大学院は、福岡県弁護士会との間において弁護士教員の推薦を受ける旨の協定を締結している。また、法科大学院における教員採用の在り方として、法科大学院を修了し、さらに研究者養成課程（大学院法学研究科など）に進学した者の採用が考えられることから、当該大学組織内においては、研究者養成課程として、大学院比較文化研究科に法学系（博士課程前期及び後期）が設置されており、法科大学院修了後に、同学系への進学も可能となっている。特に、法科大学院修了者が同学系へ進学する場合には、修士論文の提出要件が緩和されている。

##### （3）教員に必要な能力の水準の確保・維持・向上

当該法科大学院は、教員の採用及び昇任にあたり、「久留米大学法科大学院教員資格審査規程」、「久留米大学法科大学院教員資格審査規程の運用に関する内規」及び「久留米大学法科大学院法務研究科教員選考基準」に基づき、その教育に必要な能力を評価している。また、教員の採用及び昇任時以外においても、授業参観、授業評価アンケートなどのFD活動を通じ、日常的に、教員の教育に必要な能力の維持・向上を図り、その能力を評価している。

#### 2 当財団の評価

当該法科大学院は、授業参観、授業評価アンケートなどのFD活動を通じ、教員の教育に必要な能力の維持・向上を図っていることは評価できる。もっとも、こういったFD活動にとどまらず、授業で用いる教材の作成、定期試験問題の作成などの作業を通じ、教員間の協力関係を密にし、各教員の教育能力の維持・向上、教員相互の研鑽に努めることが必要である。

また、法律基本科目を担当する専任教員としての適格を欠く教員がおり、教育の能力に優れた若手研究者の任用・養成等により早急に改善を図ることが必要である。「ダブルカウント」の意味について、当該法科大学院の提出資料と当該大学のホームページ・入試案内などでは認識に乖離が見られるので、当該法科大学院を含め大学全体で統一的理解を行うことも必要である。

なお、併任教員の解消に向けた具体的な人事計画の内容が現地調査時においては示されていなかったが、現地調査後にその人事計画案が示されるに至った。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

C

#### (2) 理由

教員の確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための体制が整備されているが、法律基本科目を担当する適格な教員の確保が行われていないことなどの問題点があり改善を要する。



### 3 - 3 教員体制・教員組織（3）専任教員の構成

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり，バランスが取れている等，法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### （1）専任教員の配置バランス

当該法科大学院における科目群毎のそれぞれの開設クラス数，開設クラスのうち専任の担当クラス数及び専任以外の担当クラス数については以下のとおりである。なお，下記表には，3 - 1において，専任教員の数に算入されないものと判断された教員1人も含まれている。

##### 2011 年度実績

|           | クラス数 | 専任の担当クラス数 |             |
|-----------|------|-----------|-------------|
|           |      | 専任の担当クラス数 | 専任以外の担当クラス数 |
| 法律基本科目    | 36   | 33        | 3           |
| 法律実務基礎科目  | 20   | 20        |             |
| 基礎法学・隣接科目 | 6    | 1         | 5           |
| 展開・先端科目   | 17   | 6         | 11          |

〔注〕 専任教員とそれ以外の教員の共同授業は，専任教員のクラスとしてカウントした。

##### （2）教育体制の充実

当該法科大学院においては，法律基本科目，実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目のすべてにおいて，専任教員が，その科目の規模や目的に応じて，適切な人数で配置されており，適切なクラス規模により，責任をもって教育に当たっている。

##### （3）その他

当該法科大学院は，実務基礎科目に力を入れており，そのすべての科目について専任教員を配置している。

#### 2 当財団の評価

専任教員の配置は，法律基本科目及び実務基礎科目のみならず，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目にも配慮されており，バランスがとれている。なお，2013 年度末までにダブルカウントが解消されるとのことであるか

ら，その後の人事計画が速やかにかつ適切に実施されることが期待される。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

B

#### (2) 理由

教員の科目別構成等が適切であり，充実した教育体制が確保されている。

### 3 - 4 教員体制・教員組織（4）教員の年齢構成

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### （1）教員の年齢構成

当該法科大学院における専任教員の年齢構成は、以下のとおりである。

なお、下記表には、3 - 1において、専任教員の数に算入されないものと判断された教員1人も含まれている。

|      |     | 39歳以下 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 | 計      |
|------|-----|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 専任教員 | 研究者 | 1人    | 2人     | 5人     | 2人     | 人     | 10人    |
|      | 教員  | 10.0% | 20.0%  | 50.0%  | 20.0%  | %     | 100.0% |
|      | 実務家 | 人     | 人      | 1人     | 2人     | 1人    | 4人     |
|      | 教員  | %     | %      | 25.0%  | 50.0%  | 25.0% | 100.0% |
| 合計   |     | 1人    | 2人     | 6人     | 4人     | 1人    | 14人    |
|      |     | 7.1%  | 14.3%  | 42.9%  | 28.6%  | 7.1%  | 100.0% |

年齢は、評価実施年度の5月1日時点でのものである。

##### （2）年齢構成についての問題点の有無及びその改善策

専任教員の年齢構成については、50歳代及び60歳代の専任教員が多く、30歳代及び40歳代の専任教員がやや少ない。実務家教員の75%が60歳以上、全体でも36%が60歳以上であり、1人は75歳を超えている。

#### 2 当財団の評価

専任教員の年齢構成については、50歳代及び60歳代の専任教員が多く、30歳代及び40歳代の専任教員がやや少ない。実務家教員の75%が60歳以上、全体でも36%が60歳以上であり、1人は75歳を超えている。将来の年齢構成を考えると、教員の補充に際しては、今後、30歳代及び40歳代の若手教員の積極的な採用に配慮する必要があると思われる。

#### 3 多段階評価

##### （1）結論

C

##### （2）理由

実務家教員の75%が60歳以上であり、うち1人は75歳を超えている。全体では60歳以上の教員が占める割合は過半数を超えてはいないが、早急に改善を要する。

### 3 - 5 教員体制・教員組織（5）教員のジェンダーバランス

（評価基準）教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### （1）教員のジェンダーバランス

当該法科大学院の専任教員，兼任・非常勤教員，男性，女性別の人数は以下のとおりである。なお，下記表には，3 - 1において，専任教員の数に算入されないものと判断された教員1人も含まれている。

| 性別          | 専任教員  |       | 兼任・非常勤教員 |       | 計      |
|-------------|-------|-------|----------|-------|--------|
|             | 研究者教員 | 実務家教員 | 研究者教員    | 実務家教員 |        |
| 男性          | 10人   | 4人    | 13人      | 人     | 27人    |
|             | 37.0% | 14.8% | 48.2%    | %     | 100.0% |
| 女性          | 人     | 人     | 1人       | 人     | 1人     |
|             | %     | %     | 100.0%   | %     | 100.0% |
| 全体における女性の割合 | 0%    |       | 7.1%     |       | 3.6%   |

評価実施年度の5月1日時点でのものである。

##### （2）ジェンダーバランスについての問題点の有無及びその改善策

当該法科大学院の専任教員には女性教員が全くおらず，専任教員以外の兼任・兼任教員を含めても，女性比率は全体の3.6%となっている。

##### （3）その他，本評価基準に関係のある取り組みや工夫

ジェンダーバランスの改善について，努力は見られるが，具体的な取り組みや工夫はなされていない。

#### 2 当財団の評価

当該法科大学院の専任教員には女性教員が全くおらず，ジェンダーバランスが著しく不均衡となっている。専任教員以外の兼任・兼任教員を含めても，女性比率は全体のわずか3.6%に過ぎない。ジェンダーバランスにつき，当財団の前回の認証評価を踏まえた改善がなされていない。当該法科大学院にあっては，10%以上となるように努力し，一定の配慮をすることとしているとのことであるが，ジェンダーバランスの改善は進んでいない。

#### 3 多段階評価

##### （1）結論

C

##### （2）理由

専任教員中の女性比率は 10%未満であるが、専任教員以外も含めても教員全体の女性比率は現状 3.6%であり、当該法科大学院はその問題性を認識した上で一定の配慮をすることとしている。ただし、実効性のある具体的な対策が必要である。

### 3 - 6 教員支援体制（１）担当授業時間数

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### （１）過去３年間の各年度の教員の担当コマ数

###### 【2011年度 前期】

| 教員区分<br>授業<br>時間数 | 専任教員  |       | みなし専任教員 | 兼任教員  |       | 備考          |
|-------------------|-------|-------|---------|-------|-------|-------------|
|                   | 研究者教員 | 実務家教員 | 実務家教員   | 研究者教員 | 実務家教員 |             |
| 最 高               | 3     | 2.54  |         | 1     |       | 1 コマ<br>90分 |
| 最 低               | 0.14  | 1.74  |         | 1     |       |             |
| 平 均               | 1.77  | 2     |         | 1     |       |             |

###### 【2011年度 後期】

| 教員区分<br>授業<br>時間数 | 専任教員  |       | みなし専任教員 | 兼任教員  |       | 備考          |
|-------------------|-------|-------|---------|-------|-------|-------------|
|                   | 研究者教員 | 実務家教員 | 実務家教員   | 研究者教員 | 実務家教員 |             |
| 最 高               | 4     | 5.40  |         | 1     |       | 1 コマ<br>90分 |
| 最 低               | 1     | 3.60  |         | 1     |       |             |
| 平 均               | 2.57  | 4.27  |         | 1     |       |             |

###### 【2010年度 前期】

| 教員区分<br>授業<br>時間数 | 専任教員  |       | みなし専任教員 | 兼任教員  |       | 備考          |
|-------------------|-------|-------|---------|-------|-------|-------------|
|                   | 研究者教員 | 実務家教員 | 実務家教員   | 研究者教員 | 実務家教員 |             |
| 最 高               | 3.73  | 3     |         | 1.20  |       | 1 コマ<br>90分 |
| 最 低               | 0.27  | 2.74  |         | 0.67  |       |             |
| 平 均               | 1.82  | 2.87  |         | 0.95  |       |             |

###### 【2010年度 後期】

| 教員区分<br>授業<br>時間数 | 専任教員  |       | みなし専任教員 | 兼任教員  |       | 備考          |
|-------------------|-------|-------|---------|-------|-------|-------------|
|                   | 研究者教員 | 実務家教員 | 実務家教員   | 研究者教員 | 実務家教員 |             |
| 最 高               | 3.07  | 3.60  |         | 1     |       | 1 コマ<br>90分 |
| 最 低               | 1     | 2.60  |         | 0.14  |       |             |
| 平 均               | 2.27  | 3     |         | 0.65  |       |             |

【2009年度 前期】

| 教員区分<br>授業<br>時間数 | 専任教員  |       | みなし専任教員 | 兼任教員  |       | 備考         |
|-------------------|-------|-------|---------|-------|-------|------------|
|                   | 研究者教員 | 実務家教員 | 実務家教員   | 研究者教員 | 実務家教員 |            |
| 最 高               | 4     | 3.07  |         | 1     |       | 1コマ<br>90分 |
| 最 低               | 0.20  | 2.74  |         | 0.67  |       |            |
| 平 均               | 1.59  | 2.94  |         | 0.83  |       |            |

【2009年度 後期】

| 教員区分<br>授業<br>時間数 | 専任教員  |       | みなし専任教員 | 兼任教員  |       | 備考         |
|-------------------|-------|-------|---------|-------|-------|------------|
|                   | 研究者教員 | 実務家教員 | 実務家教員   | 研究者教員 | 実務家教員 |            |
| 最 高               | 3.67  | 5.74  |         | 1     |       | 1コマ<br>90分 |
| 最 低               | 0.14  | 3.60  |         | 0.14  |       |            |
| 平 均               | 2.13  | 4.54  |         | 0.65  |       |            |

(2) 他大学の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【2011年度】

| 教員区分<br>授業<br>時間数 | 専任教員  |      |       |      | みなし専任教員 |    | 備考         |
|-------------------|-------|------|-------|------|---------|----|------------|
|                   | 研究者教員 |      | 実務家教員 |      | 前期      | 後期 |            |
|                   | 前期    | 後期   | 前期    | 後期   |         |    |            |
| 最 高               | 8     | 7.47 | 3     | 5.40 |         |    | 1コマ<br>90分 |
| 最 低               | 2     | 2.40 | 1.74  | 3.60 |         |    |            |
| 平 均               | 4.67  | 4.88 | 2.25  | 3.97 |         |    |            |

【2010年度】

| 教員区分<br>授業<br>時間数 | 専任教員  |      |       |      | みなし専任教員 |    | 備考         |
|-------------------|-------|------|-------|------|---------|----|------------|
|                   | 研究者教員 |      | 実務家教員 |      | 前期      | 後期 |            |
|                   | 前期    | 後期   | 前期    | 後期   |         |    |            |
| 最 高               | 9     | 8.72 | 3.26  | 3.60 |         |    | 1コマ<br>90分 |
| 最 低               | 1     | 3    | 2.74  | 2.60 |         |    |            |
| 平 均               | 5.01  | 5.08 | 2.97  | 2.77 |         |    |            |

【2009 年度】

| 授業<br>時間数<br>教員区分 | 専任教員  |      |       |      | みなし専任教員 |    | 備考         |
|-------------------|-------|------|-------|------|---------|----|------------|
|                   | 研究者教員 |      | 実務家教員 |      | 前期      | 後期 |            |
|                   | 前期    | 後期   | 前期    | 後期   |         |    |            |
| 最 高               | 7     | 6.14 | 3.07  | 5.74 |         |    | 1コマ<br>90分 |
| 最 低               | 2     | 3    | 2.74  | 2.40 |         |    |            |
| 平 均               | 4.47  | 4.49 | 2.97  | 4    |         |    |            |

(3) 授業以外の取り組みに要する負担及びその内容

補習授業を30回(後期のみで)実施している教員が見られる。

(4) オフィスアワー等の利用方法

オフィスアワーとして、週計4時間弱又は週計5時間強を、学生の質問に答えたりするために割いている教員が見られる。

2 当財団の評価

研究者専任教員の過去3年間の平均担当授業時間数(他大学での授業数を含む。)は、週当たり約4.72コマである。しかし、一部教員に週当たり7.5コマを超える8コマ以上の授業を担当している教員もあり、週に2コマ以上のオフィスアワーを設けている教員や、補習授業に多くの時間を割いている教員が見られ、これらの教員の負担はかなり大きいといえる。全体として、十分な授業準備をすることができているか、危惧されるところである。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

教員の担当授業時間数は、必要な授業準備等を行うことが危惧される教員もあり、改善の余地がある。



### 3 - 7 教員支援体制（2） 研究支援体制

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### （1）経済的支援体制

当該法科大学院は、教員に対し、個人研究費として、年額 78.5 万円（教授。新任教員は 85.5 万円）又は 77.5 万円（准教授・講師。新任教員は 84.5 万円）を支給している。内訳は、旅費 42 万円（教授）又は 41 万円（准教授・講師）、図書費 24.5 万円（新任教員は 31.5 万円）、諸会費（学会費）10 万円、印刷費 2 万円である。

##### （2）施設・設備面での体制

当該法科大学院は、専任教員に対して、法科大学院棟内に個人研究室を貸与し、研究室からデータベース等へのアクセスができるようにしている。研究室は十分なスペースが確保されている。

##### （3）人的支援体制

当該法科大学院は、授業など教育活動をサポートするための職員として補助教員を置いているが、研究活動をサポートするための特別な職員体制は、特に存在しない。「補助教員」として、大学院の法学系の後期博士課程に在学中の者又は単位取得満期退学をした者を、公法系・民事系・刑事系の分野から 1 人ずつ採用し、学生への学修アドバイスの面で偏りが無いようにしている。

当該法科大学院の図書室に司書等は配置されていない。

##### （4）在外研究制度

これまで当該法科大学院の専任教員が在外研究又は国内研究を行った例はなく、それに関する規程もなかったが、本年 5 月、在外研究及び国内研究に関する各規程（案）が提案され、承認された。

##### （5）紀要の発行

当該法科大学院は、法科大学院独自の紀要は発行していないが、法科大学院専任教員は、久留米大学法学会の正会員として、同会の発行する「久留米法学」に投稿することができるほか、同会より出版助成を受けることができる。

##### （6）その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫

特別研究休暇（いわゆるサバティカル）制度はない。

#### 2 当財団の評価

教員に対する経済的支援や物的支援は充実している。研究成果の発表の場

も設けられている。しかし，教員の研究活動に対する人的支援体制が整備されていない点や，法科大学院の図書室に司書が配置されていない点については，改善の余地がある。

本年度に入って在外研究及び国内研究に関する各規程が制定されたが，特別研究休暇（いわゆるサバティカル）の制度はなく，その導入を検討すべきである。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

B

#### (2) 理由

教員の研究活動に対する経済的・物的支援体制は充実しているが，人的支援体制等については，改善の余地がある。

## 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

### 4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(1) F D活動

(評価基準) 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 組織体制の整備

当該法科大学院は、「久留米大学法科大学院運営内規」(平成17年4月1日施行)に基づきF D委員会を設置し(第3条第1項)、同委員会は、F Dに関する事項及びこれに準ずる事項を担当するものとし(同条第4項第3号)、「久留米大学法科大学院F D委員会運営細則」(平成19年4月1日施行)では、同委員会は、F D活動を支援し、推進するため、以下の業務を行うものとされている(第2条)。

原則として月1回、定例委員会を開催し、F D活動について計画・立案する、

年2回以上、法科大学院の担当教員全員を招集し、F D活動に関する意見交換等(「F D全体会議」という。)を行う、

各科目系(民事系、刑事系、公法系)内で行われるF D活動(以下、「科目系F D」という。)について報告を求める、

授業運営・成績評価及びシラバスの在り方について検討する、

授業評価アンケートの在り方、実施方法、授業評価アンケート結果を授業の改善に活用する方法について検討する、

上記の結果、特に改善の必要があると認められるときは、改善方法について助言する、

教員相互の授業参観を奨励し、授業参観の結果について報告を求める、

他の関係機関における研修等への参加を奨励し、自ら研修を実施する、

さらに、科目系F D(通称「分野別F D委員会」)の委員のうち分野別の責任者からなる「F D小委員会」が設けられている(ただし、根拠規程なし。)

F D委員会の委員は、法科大学院長が運営委員会の意見を聴いて任命するものとされているが、2011年度においては、すべての法科大学院専任教員がF D委員会委員に任命されている。

##### (2) F D活動の内容の充実

当該法科大学院は、F D活動の基本方針の立案・検討、授業内容・方

法，成績評価，カリキュラム等に関する意見交換， 学生による授業評価アンケート結果の検討と意見交換， 授業参観， 研修会への教員派遣などを行っている。

「2011 年度における F D 活動の基本方針」は， クラスサイズと授業方法の在り方を検討するとともに， 少人数教育に徹し得る当該法科大学院の特徴を活かすための F D 活動の在り方を模索すること， 分野別 F D 委員会を中心として，カリキュラム改訂の意義と方向性を踏まえた授業の展開に資するための F D 活動の在り方を模索すること， 導入科目（「公法の基礎」，「民法の基礎」，「刑法の基礎」）について F D 小委員会を中心としてその有機的な連携を図るための F D 活動の在り方を模索すること， 学生に自学自修の重要性を認識させ，学修への動機付けを与えるための F D 活動の在り方を模索すること， 教員間の情報の共有化を図るための F D 活動の在り方を模索すること， 実務家教員の積極的な関与を促す F D 活動の在り方を模索すること， 厳格かつ公正な成績評価を確保するための F D 活動の在り方を模索することである。

F D 全体会議の議事録は，「法科大学院拡大 F D 委員会記録」として， F D 委員会の議事録は，「法科大学院定例 F D 委員会記録」として作成・保存されている。これに対し，分野別 F D 委員会及び F D 小委員会の議事録はなく，それぞれ F D 委員会への報告によってその記録に代えることとされている。

### (3) 教員の参加度合い

F D 委員会は，月 1 回開催されるが，法科大学院委員会等に引き続いて開催されていることから出席率は高い反面，先行する会議の終了時刻が遅かったため，わずか 10 分で終了し実質的な討議ができなかった定例委員会もある。

2011 年度では，兼任教員を含む「F D 全体会議」（「拡大 F D 委員会」）が，2 回開催されているほか，F D 委員会が（定例及び臨時）2012 年 1 月までに，8 回開催されている。

F D 全体会議の出席者数は，4 月 6 日が 21 人，9 月 7 日が 19 人であり，F D 委員会（定例）については，全委員（15 人）のうち 14 人以上が，毎回出席している。もっとも，2011 年 4 月から 2012 年 1 月までに開催された 10 回の F D 関係会議のうち，わずか 4 回しか出席していない教員がいる。

分野別 F D 委員会は，公法系，民事系，刑事系の 3 分野について設置されているが，その構成員がいずれも 3 ～ 5 人と少人数であるため，各分野において適宜開催されている。

### (4) 外部研修等への参加

当該法科大学院は，2011 年度において， 当財団主催の「認証評価・評価基準解説等の改定に関する説明会」（2011 年 7 月 4 日開催）， 日本弁護

士連合会主催のシンポジウム「司法試験の抜本的改善に向けて」(2011年11月12開催)及び当財団主催のシンポジウム「法科大学院教育の成果と課題」(2012年2月25開催)に、それぞれ教員1人を派遣している。

#### (5) 相互の授業参観

当該法科大学院は、2010年度から、前期及び後期に各1週間の期間を定め、その期間のうちに各教員が自由に選択する授業を参観し、その報告書をFD委員会に提出するという従来の方式に代えて、FD委員会において、前期及び後期に特定の授業を指定し、教員全員による参観を行った上、FD委員会において、参観した授業の検討を行い、意見交換をする方式を採用している。

2011年度前期は、「刑法概論」、「憲法概論(人権)」、「民法概論(債権総論)」の3授業について、福岡県弁護士会所属の弁護士による授業参観が行われた(各授業を弁護士1人が参観)。

これらの授業参観については、当該法科大学院専任教員にもその参加が呼びかけられたが、参観は、「きわめて低調であった」との報告がなされている。「刑法概論(刑法総論)」の参観者は3人、「憲法概論(人権)」の参観者は2人、「民法概論(債権総論)」の参観者は3人である。

2011年度後期には、「刑事訴訟法概論」の授業を対象として、当該法科大学院の教員による授業参観が実施された。参観結果についてFD委員会で検討がなされている。参加者は9人である。

#### (6) 成果に結びつかせるための方策・工夫

すべての教員によってFD委員会が構成されているため、FD委員会で報告された各教員の知見や情報は、原則、すべての教員によって共有され得るようになっている。

#### (7) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫

当該法科大学院は、その専任教員が少なく教員相互が密接に情報を交換し、連携をとることが容易な環境にあることを利点として、特に分野別FD委員会の活動を活性化させることに努めている。

## 2 当財団の評価

当該法科大学院は、FD活動の組織・体制については、FD委員会のほか、分野別FD委員会を設置している。

すべての法科大学院専任教員がFD委員会の委員となっており、専任教員全員がFD活動に取り組める体制となっている。もっとも、FDに消極的と思える教員が見られるほか、FD委員会が法科大学院委員会等に引き続いて行われているため、議論のための時間が十分に確保できなかった定例会議がある。また、兼任教員は拡大FD委員会には参加しているが、兼任教員の参加が制度化されていない。FD活動に対する事務の支援体制も未整備である。

授業の参観者数が極めて少数で、全教員により授業を参観し検討するという新たな制度の趣旨が没却されているという問題がある。

F D委員会においては、当該法科大学院が養成しようとする法曹像の実現を目指して、カリキュラムの編成、授業の組立て、成績評価などについての検証を行っており、その成果は、運営委員会における議論を通じて、カリキュラムの改訂や再試験制度の見直しとして現れている。また、2012年度から、分野別F D委員会が中心となって「法分野別到達目標」を作成し、学生に明示しているが、教育の内容や学生の学修状況などについて、F D委員会での議論を通じて、個々の教員の共通の理解とするために、一層の努力が求められている。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

C

#### (2) 理由

F D活動の組織・体制が一定程度は整備されているものの、学外兼任教員を含むF D委員会がないことや、F D活動に対する事務の支援体制が未整備であること等については、改善を要する。また、授業参観制度が適切に運営されるよう工夫が求められる。

## 4 - 2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2） 学生評価

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （1）学生による授業等の評価の把握

当該法科大学院は、授業評価アンケートを、2009年度までは、前期及び後期の各学期の中間期及び期末に実施していたが、アンケートの集計に時間を要するため、その結果を当該授業に反映させるという中間アンケートの趣旨を活かすことに無理があること、各学期に2回の授業評価アンケートを実施することは学生への負担が大きく、その回答が粗雑となる傾向が見られたことなどから、2010年度から、従来のアンケート方式による中間期アンケートを廃止した一方で、中間期においても学生の意見を聴取し、これを授業に反映させることが必要であるとの認識から、引き続き意見の聴取を求めるものの、聴取の方法については担当教員の裁量に委ねることとした。

期末における授業評価アンケートは、すべての授業について、統一様式に基づく無記名方式により、原則学期末2週間前の授業時間の10分程度を用いて行われ、科目担当者は、アンケート用紙を配布した後、直ちに退出し、補助教員がアンケート用紙を回収するものとされている。回収率は、ほとんどの授業において、80%を超えている。アンケートは、5段階評価のマークシート方式（授業内容等の個別項目8個及び授業の総合的評価）で行われ、自由記述欄も設けられている。

回答者の匿名性の確保については、アンケートの実施にあたって、学生に対し、回答者の特定可能性について説明した上、意図的に回答者を特定することはないこと、仮に特定されても不利益となることはないことを明らかにしている。回収されたアンケート用紙のコピーは、各科目担当者が成績評価を行った後に各科目担当者の手に渡るようにしており、仮に回答者が特定されても成績評価に影響を与えないための工夫をしている。

#### （2）評価結果の活用

期末における授業評価アンケートは、その集計結果（科目毎）を掲示することにより学生に公表している。

科目担当者に対して、アンケートの結果分析と改善点を記載した自己評価報告書（中間期における授業評価アンケート結果についても、これに反映させるものとされている。）の作成・提出を義務付けている。

授業評価アンケートの結果及び自己評価報告書の内容については、F D

委員会で検討し、各科目担当者において、それぞれ授業に反映させることとされている。

教員の自己評価報告書は公開していない。

### (3) アンケート調査以外の方法

当該法科大学院は、「意見箱」を設置して、学生からの意見を広く聴取し、迅速な対応を講ずるようにしている。

毎年1回、「学生教員間連絡協議会」を開催し、カリキュラム、授業内容・授業方法、成績評価、施設・設備、学生生活等について、学生代表と意見交換の機会を設けている。2009年度は11月18日に、2010年度は11月17日にそれぞれ開催され、いずれも教員4人、学生7人が出席している。2011年度は10月19日に開催され、教員6人、学生6人が出席している。協議会の記録は、「平成21年度学生教員連絡協議会 議事摘録(メモ)」、「平成22年度学生教員間連絡協議会 議事摘録(メモ)」、「平成23年度教員学生間連絡会議 議事摘録」として書面化・保存されている。

また、各教員は、原則として、週に授業時間1コマ(90分)分のオフィスアワーを設け、当該時間、研究室に待機することにより、学生に質問や議論の機会を保障している。

## 2 当財団の評価

当該法科大学院においては、「学生教員間連絡協議会」を定期的で開催していること、標準的内容の授業評価アンケートを実施し、その結果を科目毎に公表していること、教員による自己評価報告書の作成・提出を義務付けていることなど、学生のニーズや授業評価を把握し、これを授業改善に役立てる等の制度的な努力が行われている。しかし、自己評価報告書が公開されていない点、中間期において学生の意見等を聴取する方法が教員の裁量に委ねられ、学生による自由な意見表明を担保し得る制度化された意見聴取の方法が採用されていない点については、改善を要する。

## 3 多段階評価

### (1) 結論

C

### (2) 理由

「学生による評価」を把握し活用する取り組みが法科大学院に必要とされる水準に達している。



## 第5分野 カリキュラム

### 5 - 1 科目構成(1) 科目設定・バランス

(評価基準) 授業科目が法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目のすべてにわたって設定され，学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは，必修や選択必修の構成，開設科目のコマ組みや履修指導等で，バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には，修了までに「法律実務基礎科目のみで10単位以上」，「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」，かつ「法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように，カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 開設科目

当該法科大学院は，2011年度に，法律基本科目を中心にカリキュラムを改訂した。新しいカリキュラム(以下「現行カリキュラム」という。)は，2011年度入学者から適用されている。その関係で，2010年度以前の入学者に適用されるカリキュラム(以下「旧カリキュラム」という。)と現行カリキュラムが併存している。

それぞれの法律基本科目群，実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の科目数は，以下のとおりであり，すべての科目群について授業科目を開設している。

##### ア 旧カリキュラム

|            | 開設<br>科目数 | 単位数 | うち必修<br>科目数 | うち必修<br>単位数 |
|------------|-----------|-----|-------------|-------------|
| 法律基本科目群    | 30        | 60  | 24          | 48          |
| 法律実務基礎科目群  | 20        | 34  | 10          | 16          |
| 基礎法学・隣接科目群 | 15        | 30  | 0           | 0           |
| 展開・先端科目群   | 18        | 36  | 0           | 0           |

## イ 現行カリキュラム

|            | 開設<br>科目数       | 単位数 | うち必修<br>科目数     | うち必修<br>単位数     |
|------------|-----------------|-----|-----------------|-----------------|
| 法律基本科目群    | 37              | 74  | 34 <sup>1</sup> | 68 <sup>2</sup> |
| 法律実務基礎科目群  | 13              | 20  | 10              | 16              |
| 基礎法学・隣接科目群 | 15              | 30  | 0               | 0               |
| 展開・先端科目群   | 22 <sup>3</sup> | 44  | 0               | 0               |

- 1 3年次配当の「公法総合演習」、「公法総合演習」、「民事法総合演習」、「民事法総合演習」、「商事法総合演習」、「刑事法総合演習」及び「刑事法総合演習」の7科目14単位中6単位の修得が義務付けられている。
- 2 68単位には、選択必修科目の7科目14単位がすべて算入されている。なお、選択必修科目については、7科目14単位中6単位の修得が義務付けられている。
- 3 福岡県4大学単位互換制度に基づく7科目は、従来、いずれの群にも属していなかったが、2012年度から、「展開・先端科目群」に配置されることになった。その関係で、展開・先端科目群は、29科目（58単位）となる。

### (2) 履修ルール

当該法科大学院は、久留米大学法科大学院法務研究科規程第15条で修了要件を定めている。同規程の旧第15条第1項は、旧カリキュラム対象者となる2010年度以前入学の標準履修者について、必修科目64単位、選択科目30単位の合計94単位の修得を、法学既修者について必修科目34単位、選択科目30単位の合計64単位の修得を修了要件としていた。また、同条ただし書は、法学既修者について標準履修者の法律基本科目群1年次配当必修科目及び2年次配当の「民法（家族法）」の15科目30単位を修得したものとみなすと規定していた。さらに、同条第2項は、基礎法学・隣接科目群の科目を4単位以上修得し、かつ実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の科目から33単位以上修得することを修了要件としていた。

2011年度のカリキュラム改訂に伴って、同規程の改正も行われ、標準履修者について、必修科目70単位、選択必修科目6単位、選択科目24単位の合計100単位の取得を修了要件としている。また法学既修者も、認定された単位数も含めて、標準履修者と同様、必修科目70単位、選択必修科目6単位、選択科目24単位の合計100単位の修得が修了要件としている。法学既修者に対する単位認定は、標準履修者の法律基本科目群1年次配当の必修科目13科目26単位を取得したものとみなした上、さらに法学既修者からの申請により2年次配当の法律基本科目から4単位を限度として単位を修得したものとみなすことができるものとしている。この制度に関する疑義は「2-2 既修者認定 既修者選抜基準等の規定・公開・実施」で

指摘したところである。

現行規定においても、基礎法学・隣接科目群の科目を4単位以上修得し、かつ実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の科目から33単位以上修得することが修了要件とされている。旧カリキュラム及び現行カリキュラムのいずれにおいても、実務基礎科目群の必修科目の単位数は16単位である。

なお、各科目群の必修科目、選択必修科目及び選択科目の単位数は以下の表のとおりである。

#### ア 旧カリキュラム

|            | 必修  | 選択必修           | 選択 |
|------------|-----|----------------|----|
| 法律基本科目群    | 48  |                | 12 |
| 法律実務基礎科目群  | 16  |                | 18 |
| 基礎法学・隣接科目群 |     | 3 <sup>1</sup> | 27 |
| 展開・先端科目群   |     |                | 36 |
| 合計         | 160 |                |    |

1 15科目30単位から3単位以上の修得が義務付けられている。ただし、すべてが2単位科目である関係で、事実上、選択必修科目が4単位、選択科目が26単位となっている。

#### イ 現行カリキュラム

|            | 必修  | 選択必修           | 選択 |
|------------|-----|----------------|----|
| 法律基本科目群    | 54  | 6              | 14 |
| 法律実務基礎科目群  | 16  |                | 4  |
| 基礎法学・隣接科目群 |     | 3 <sup>1</sup> | 27 |
| 展開・先端科目群   |     |                | 44 |
| 合計         | 168 |                |    |

1 15科目30単位から3単位以上の修得が義務付けられている。ただし、すべてが2単位科目である関係で、事実上、選択必修科目が4単位、選択科目が26単位となっている。

しかしながら、当該法科大学院は、基礎法学・隣接科目群の科目として「西洋法制史」を開設しているが、現地調査時に当該授業を参観し、配布されたレジュメ、レポート、答案などを調査検討した結果、授業内容はもとより課題あるいは試験及びその評価が、「西洋法制史」としてふさわしい内容となっておらず、実質的には民法の授業であり、この「西洋法制史」を基礎法学・隣接科目群に属する科目とは認められない。また、2008年度以前は、「家事事件関係法」及び「法律紛争処理と人権」を基礎法学・隣接科目群の科目として配当していた。その後のカリキュラム改訂において、この両科目は展開・先端科目群に配当されたが、そもそも、「家事事件関係

法」及び「法律紛争処理と人権」を基礎法学・隣接科目群に配当したことが誤りであった。そのため、「西洋法制史」及びカリキュラム改訂前に「家事事件関係法」及び「法律紛争処理と人権」を履修した学生のなかに、「基礎法学・隣接科目群の4単位以上修得すること」という修了要件を満たさずに進級又は修了した学生が数人存在することになる。

(3) 学生の履修状況

当該法科大学院の2011年度修了者(旧カリキュラム対象者)の履修単位数は以下の表のとおりである。なお、2011年度修了者はすべて標準履修者(未修者)コースであり法学既修者コースに在籍する学生は存在しなかった。

標準履修者1年次及び2年次(並びに、法学履修者1年次)では、法律基本科目群及び実務基礎科目群の必修科目が多い関係で、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の科目の選択の幅は小さい。

|           | 未修者コース | 既修者コース |
|-----------|--------|--------|
| 法律基本科目    | 51     | -      |
| 法律実務基礎科目  | 23     | -      |
| 基礎法学・隣接科目 | 8      | -      |
| 展開・先端科目   | 15     | -      |
| 4科目群の合計   | 97     | -      |

(4) 特に力を入れている取り組み

実務基礎科目群において、10科目(16単位)が必修科目となっており、とりわけ、「エクスターンシップ・地域法務」(1単位)、「模擬裁判(民事)」(1単位)及び「模擬裁判(刑事)」(1単位)の「臨床科目」の3科目が必修科目である。

(5) その他

当該法科大学院は、2007年度から、「刑事政策」及び「少年法」の内容を精査し、これらを統合させて、「刑事政策・少年法」という科目とし、講義内容も科目名称に適合するように科目担当者等の調整を行った。

2 当財団の評価

当該法科大学院は、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群のすべての科目にわたって必要な数の科目を開設しているものの、基礎法学・隣接科目群の「西洋法制史」は民法の授業とみられ、科目設定に問題がある。そのため、「基礎法学・隣接科目群の4単位以上修得すること」という修了要件を満たさずに、進級又は修了した学生も数人存在することから、改善を要する。また、1年次・2年次に必修科目を多く設定し、殊に1年次には「基礎」科目を設定しているために、学生の選

択できる科目が少なくなっている。加えて基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群において休講科目が相当数あるため、科目の設定やバランスを改善する必要がある。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

C

#### (2) 理由

全科目群の授業科目が開設されているが、科目設定の一部には問題が見られる。また、履修が偏らないような配慮が良好であるとはいえない。したがって、本来であれば再評価要請を付すことが相当な状況である。

## 5 - 2 科目構成(2) 科目の体系性・適切性

(評価基準) 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

(注)

「体系的かつ適切に」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学習できるように配置されていることをいう。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 科目開設の体系性

##### ア 体系性に関する考え方，工夫

##### (ア) 年次別到達目標・法分野別到達目標の設定

当該法科大学院は、2008年に「年次別到達目標」を明確化した。これは、法科大学院修了時に身に付けるべきスキルを明示することで、学生の当該法科大学院での3年間又は2年間の学修を確実にすることを目標とするものである。

標準履修者1年次では、体系的基礎知識・基礎理論の学修、基本判例の理解、基本判例で展開される法的思考の基礎の修得、という基礎的能力の定着が到達目標とされている。

標準履修者2年次では、1年次の理論的な基礎知識を深化させるとともに、これをベースとした実務において展開される基礎理論の定着、判例理論のより深い理解及び関連判例の相互理解、事案を分析・推論し、その推論を理論的に展開して法的文書として形作るための基礎的な能力の定着が到達目標となっている。

そして、標準履修者3年次では、体系的知識・理論、実務的知識の応用可能な程度までの深化、主要な判例の体系的な理解、実践的な事案を法的に分析・推論し、その過程を理論的に展開して法的文書を作成するという実践的な能力の定着が到達目標となっている。

また、当該法科大学院は、「法科大学院コア・カリキュラム」の公表を受けて、「法分野別到達目標」を策定し、2012年4月に学生に開示をしている。この「法分野別到達目標」は、法律基本科目について、「法科大学院の3年間（法学既修者の場合は2年間）の学修で修得すべき内容を示し」、それぞれの科目の「到達目標」と「具体的課題」からなっている。「」では、各法分野別の特徴を前提として、全体的に修得すべき知識が示され、「」では、個別の問題点を解決するために必要な知識が示されている。

##### (イ) 法律基本科目の構成

当該法科大学院でのカリキュラム検討の過程において、旧カリキュ

ラムでは、実務家にとって必要な能力の修得という視点からカリキュラムが構成されていたが、原理・原則を教育するステージを特に設けることも必要であること、標準履修者1年次と2年次との学修内容の境界及び2年次と3年次との学修内容の境界が必ずしも明確ではなかったこと、また、3年次の実務基礎科目である「総合演習」科目と「訴訟実務演習」との位置付けが明確ではないとの議論があり、当該法科大学院は、2011年度にカリキュラム改訂を行った。これは、法律基本科目について、より体系的な履修を制度的に確保することを主眼とする改革であった。

当該法科大学院では、標準履修者1年次の法律基本科目を「概論」科目と位置付け、各法分野の基礎固めの科目であるとして、「憲法概論（人権）」、「憲法概論（統治）」、「民法概論（総則・物権）」、「民法概論（担保物権）」、「民法概論（債権総論）」、「民法概論（債権各論）」、「民法概論（家族法）」、「商事法概論」、「民事訴訟法概論」、「刑法概論（刑法総論）」、「刑法概論（刑法各論）」、「刑法概論（刑法各論）」、「刑事訴訟法概論」を配当し、行政法及び会社法は憲法及び民法・商事法の学修が前提になるとして「概論」は設けられなかった。

また、当該法科大学院は、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」を受けて、「法律解釈」、「判例分析」及び「法律文書作成」というツールの修得と各法分野の原理・原則等も含めた全体像を俯瞰させるという目的から、「公法の基礎」、「民事法の基礎」、「刑事法の基礎」という「導入」科目を1年次の選択科目として配当することとしている。

2年次配当の法律基本科目は、ケーススタディを中心とする応用力修得のためのものと位置付け、「憲法」、「行政法」、「行政法」、「民法（物的財産法）」、「民法（契約法）」、「民法（不法行為法）」、「会社法」、「会社法」、「民事訴訟法」、「民事訴訟法」、「刑法」、「刑法」、「刑事訴訟法」、「刑事訴訟法」を配当している。そのため、2年次の法律基本科目の必修科目は14科目28単位で、1年次の法律基本科目の必修科目13科目26単位よりも重くなっている。

当該法科大学院は、同じテーマを扱ったとしても、1年次の「概論」科目では、基礎的な知識や思考方法の定着を主目的とするアプローチがなされ、2年次の科目では、事案分析能力や基礎知識の応用力の定着・向上を主目的とするアプローチがなされることとする。しかしながら、導入科目としての「民事法の基礎」、「刑事法の基礎」及び「公法の基礎」の内容に高度ものが含まれていたり、2年次に「応用」として位置付けられる科目に1年次の法律基本科目「概論」で扱

うべき内容が扱われているなど、必ずしもカリキュラム改革の意図が十分に反映していない点も見受けられる。

最終学年において各法分野の知識や思考能力、事案分析能力を確認する必要があるという観点から、当該法科大学院は、旧カリキュラムにおいて実務基礎科目の選択科目として位置付けられていた「総合演習」科目を廃止し、現行カリキュラムでは法律基本科目の選択必修科目として再構成した。「総合演習」科目は、各法分野で当該法科大学院として最終的に修得すべき内容が身に付いているのかを確認する科目として設置した。しかし、実務基本科目に配置されていた旧カリキュラムの「民事総合演習」のシラバスと現行カリキュラムの法律基本科目の「民事法総合演習」のシラバスは同一で担当教員も同じである。

#### (ウ) 実務基本科目の構成

当該法科大学院は、2011年度のカリキュラム改訂の際に、実務基礎科目をより体系的に整備している。例えば、法曹倫理をすべての実務基礎科目の履修を通して修得すべきマインドであると考えているが、法曹倫理に関する総論部分は早い段階で修得されるべきであるとの発想から、旧カリキュラムでは標準履修者2年次前期に配置されていた「法曹倫理」を、現行カリキュラムにおいては、1年次後期に配置することにし、これによって、学生は、2年次以降に実務基礎科目を履修する際に、法曹としてのマインドを意識しつつ、法曹として必要な知識やスキルを身に付けることが可能となった。

2年次に、「民事実務の基礎（旧カリキュラムでは「民事裁判実務の基礎」）」及び「刑事実務の基礎（旧カリキュラムでは「刑事裁判実務の基礎」）」を開設し、法律基本科目1年次配当科目で修得した知識を実務において活用する基礎を学ぶことになる。

3年次には、「模擬裁判（民事）」と「模擬裁判（刑事）」が必修科目として開設されている。

#### イ 関連科目の調整等

当該法科大学院は、少人数制を採用しており、同一学年の同一法分野は、原則として一人の専任教員が担当する体制になっている。2011年度は、旧カリキュラムと新カリキュラムが併行して実施されているため、法律基本科目のなかには複数の教員が担当している科目もある。

法律基本科目については、「基礎」科目、「概論」科目、「応用」科目、「総合演習」科目というスパイラル状の学修効果を狙った体系的構成となっているが、学年間での関連科目の調整が十分でない法分野も見受けられた。

### (2) 科目開設の適切性

#### ア 法曹像等との適合性



当該法科大学院は、「地域社会に貢献する法曹」を養成すべき法曹像として設定している。高度な法律知識，人権感覚及び高度な倫理を備えることを前提条件として，地域で生起する紛争や事件について，マイノリティの人権にも配慮した解決策を呈示し，社会正義を実現できる法曹の養成が，当該法科大学院の使命であるとする。そのために必要な能力について，当該法科大学院は，法解釈や判例の意味を「強靱な批判的精神」で深く考慮し，事案を適切に処理する紛争解決能力としている。当該法科大学院に入学する学生の多くは弁護士志望であり，このような学生に批判的精神を身に付けさせ，弁護士として社会正義を実現する能力を修得させることが，当該法科大学院の一つの教育方針である。

当該法科大学院は，法律基本科目を中心とした理論教育をベースに，「法律情報」，「法曹倫理」，「民事実務の基礎」，「刑事実務の基礎」，「エクスターンシップ・地域法務」及び「刑事法実務演習」の10科目16単位を必修としている。法曹として必要な，事案分析やコミュニケーションというスキルを修得し，法曹としての使命などのマインドを学ぶ科目であるとする。また，法律基本科目と位置付けられた「総合演習」科目は，法科大学院の学生として3年間に修得すべき各法分野の内容について，具体的な事案を題材とした演習形式で実施されており，事案分析，推論，事実認定及び法律文書作成の能力を向上させる科目として配置されている。しかし，実務基礎科目であった旧シラバスと法律基本科目である現行シラバスが同一で，担当教員も同じである科目もある。

当該法科大学院は，法律の解釈や判例の分析にも「批判的視点」が重要だと考え，基礎法学・隣接科目群の「法哲学」，「法社会学」，「西洋法制史」及び「比較法」を1年次配当科目として開設している。

#### イ 科目群・科目名との齟齬等

「5 - 1 科目構成(1) 科目設定・バランス」で既に指摘したように，当該法科大学院が開設する「西洋法制史」は，授業内容及び課題並びに試験内容において，実質的には民法の授業とみられ，基礎法学・隣接科目群に配当される「西洋法制史」という科目名に適合しない。また，2008年度以前の「家事事件関係法」及び「法律紛争処理と人権」を基礎法学・隣接科目群の科目として配当していたが，これも配当すべき科目群に齟齬があった。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

当該大学院心理学研究科の協力により，心理学研究科開設科目のうちで法曹となるために有益な授業を当該法科大学院の学生も履修できる単位相互制度を採用している。2010年度，2011年度とともに，「犯罪心理学特論」，「家族心理学特論」，「異常心理学特論」及び「社会心理学特論」が，当該法科大学院学生にも開放されている。また，当該法科大学院は，「福岡

県4法科大学院及び福岡県弁護士会との間の教育連携に関する協定」にもとづき、九州大学、西南学院大学及び福岡大学との間における単位互換制度を設け、展開・先端科目群の充実を図っているが、これらの科目が提供される曜日に、当該法科大学院を修了した法曹が課外で行う法曹特殊講義が開設されており、折角の取り組みが活きていない。

## 2 当財団の評価

当該法科大学院は、2011年のカリキュラム改訂により、科目の再配置を行ったが、改善すべき点が多い。例えば、導入科目として設けられた「民法の基礎」、「刑事法の基礎」、「公法の基礎」が、授業内容あるいは試験内容を見るとかなり高度のものとなっている。標準履修者1年次の最初の導入科目として本来の目的に照らして適切かは疑問である。また、旧カリキュラムの実務基本科目であった「民法総合演習」を現行カリキュラムでは法律基本科目の「民法総合演習」に配置し直した。しかし、そのシラバスは同一で担当教員も同じであって、当該科目が、実際に法律基本科目として適切であるのか大いに疑わしい。さらに、「西洋法制史」が実質的には民法の授業であるなど科目の体系の適切性に疑問がある。のみならず、履修単位の最低充足要件などにも大きな影響を与えるものである。「登記法」では、科目の到達目的として司法書士試験の択一試験に対応できることが掲げられており科目の適切さを疑うものである。他にも、「労働法」(基礎)及び「労働法」(応用)の両方が2年次の同じ学期に配置され、あるいは「家事事件関係法」や「法律紛争処理と人権」の科目とそのための基本的知識修得の科目の配置など配慮すべき点があった。このように学生が体系的に履修することが困難なことが少なくなく、科目の体系性に改善を要する。同様に、1年次・2年次に必修科目が多いため、学生の選択科目の幅が少ない、また、法曹特殊講義が水曜日の午後に配置されているため単位互換制度を利用しづらく、県内4法科大学院間協定の単位互換制度が有効に活用されていないといった授業カリキュラムについての問題点もある。学生が確実に実力をつけることができるよう、学生の立場に立った科目の体系を工夫し、改善する必要がある。

## 3 多段階評価

### (1) 結論

C

### (2) 理由

授業科目の体系性や適切性につき、改善を要する点が多い。したがって、本来であれば再評価要請を付すことが相当な状況である。

### 5 - 3 科目構成(3) 法曹倫理の開設

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

(注)

「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

当該法科大学院は、「法曹倫理」を2単位の必修科目として実務基礎科目群に設置している。この科目は、旧カリキュラムでは2年次前期に配置されていたが、現行カリキュラムでは、1年次後期に配置されることとなった。

「法曹倫理」は、実務家教員及び研究者教員の共同授業となっており、実務の観点のみならず、法哲学を基礎とする理論的側面からの「倫理」に関する問題へのアプローチもなされている。担当者はいずれも専任教員である。また、裁判官経験者及び検察官経験者も、ゲスト・スピーカーとして授業に参加しており、弁護士倫理のみならず、裁判官倫理及び検察官倫理も教育内容となっている。

##### (2) 特に力を入れている取り組み

当該法科大学院は、「法曹倫理」を実務家教員と研究者教員との共同授業としている。

授業は、教員及びゲスト・スピーカーによる講義と履修者による具体的な事例問題の報告という形式で行われている。学生が、具体的事例の検討や実務家教員及び研究者教員のサジェストを受けて、法曹倫理を具体的に学ぶ機会が提供されている。

#### 2 当財団の評価

「法曹倫理」は、必修科目として現行カリキュラムでは1年次後期に配置されている。授業計画の内容も適切で、裁判官・検察官経験者をゲスト・スピーカーとして授業に招いて授業の充実化がなされている点も評価し得る。

#### 3 合否判定

##### (1) 結論

適合

##### (2) 理由

「法曹倫理」は必修科目として開設されている。

## 5 - 4 履修（１）履修選択指導等

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （１）履修選択指導についての考え方

当該法科大学院は、法律基本科目群の必修科目が多く、また、実務基礎科目群に必修科目を多く配置している点に特徴がある。この2つの科目群の履修で、当該法科大学院が養成しようとする「地域社会に貢献できる法曹」、「人に優しい法曹」に必要な「批判的視点」を持って法的紛争を的確に解決する能力の修得を図っている。

当該法科大学院は、必修科目の履修を段階的に行っていくことが、法曹に必要なマインドやスキルを身に付けるための必要条件であるとしている。

当該法科大学院での各法分野の学修の基礎を固めるために入門科目及び導入科目を設置し、これらの科目については、履修を強く勧める指導をしている。

なお、当該法科大学院は、入学者の多くが「地域のホームドクター」的弁護士を希望することから、特定の履修モデルを提示することをしていない。

#### （２）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

##### ア オリエンテーション、ガイダンス等

当該法科大学院は、「学生便覧」の「授業科目の概要」及び「系列別のカリキュラム概要と学び方」の項目において、各科目の内容、各科目群の3年間の体系的履修の説明などを行っている。さらに、「年次別到達目標」も「学生便覧」に掲載されている。

この「学生便覧」は、授業開始前の3月下旬に行われる「在学生オリエンテーション」及び「新入生オリエンテーション」の際に、学生に配布される。また、このオリエンテーションでは、口頭での「履修に関する説明」もなされている。

さらに、当該法科大学院は、各入学試験の合格発表後に、「入学予定者説明会」を開催し、当該法科大学院のカリキュラムについての全体的説明や各法分野での学修の在り方を説明している。入学予定者に対して、当該法科大学院が養成しようとしている「法曹像」とカリキュラムの関係を説明し、当該法科大学院が法曹にとって要求されると考えているマインドやスキルを明示し、加えて、各法分野の特徴と入学後の学修方法を説明する。

##### イ 個別の学生に対する履修選択指導

当該法科大学院は、担任制を採用しており、学生には担任が配置されることになっている。個別の履修選択指導については、担任においてなされることもある。しかし、当該法科大学院は、小規模で教員の研究室と学生の研究室（自習室）も接近して存在し、教員と学生との垣根も低いので、学生が担任以外の教員に相談する傾向にある。

なお、1年次・2年次に必修科目が多く、学生はそれを優先的に履修せざるを得ないという関係から、履修の選択肢が少なくなっている。そこで、当該法科大学院の場合、一般的な指導方法の手引きや目安の必要性はさほど高くなく、これらの手引きを作成するまでには至っていない。

#### ウ 情報提供

毎年度、福岡県弁護士会や法テラス福岡の協力の下、標準履修者1年次の学生を中心に、若手弁護士の講演や法テラスの活動等に関する講演を提供する。若手弁護士の場合、当該法科大学院の修了者が講師となることも多く、現実の活動や法科大学院での在り方を内容とする講演である。法テラスの活動等に関する講演も同様に、学生に対して、法曹の活動を具体的に知って法曹像を意識する機会を提供する。

### (3) 結果とその検証

#### ア 学生の履修科目選択の状況

当該法科大学院は特に1年次・2年次の必修科目が多いため、学生は、履修ルールに則り、限られた選択肢のもとで科目を選択している。

#### イ 検証等

当該法科大学院では、学生の履修登録が確定した後に、各科目の履修者が法科大学院委員会に報告される。

学生は履修ルールに則って履修を行っているが、2010年度に、当該法科大学院が理論と実務を融合させる重要な科目として位置付けていた「総合演習」科目の一部について、履修者が極端に少ないという事例が見られた。当該法科大学院は、緊急措置として、学生に履修を促すという指導を行ったが、選択科目である以上、履修の強要はできず、履修指導には限界があった。そこで、2011年度のカリキュラム改訂では、「総合演習」科目は、学生が最低限修得すべき内容を確認するための科目であり、履修が強く求められるということを示す意味もこめて、選択必修科目として位置付けることにした。

## 2 当財団の評価

当該法科大学院は、小規模校であり教員と学生との間で教育上の距離が近いこと、及び当該法科大学院は1年次・2年次に必修科目が多く学生の選択科目の履修範囲も限られていることを理由に、履修選択指導をさほど重要視してこなかった。しかし、学生との履修相談を教員と学生の個人的関係に頼

るのではなく，制度として確立することが求められる。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

B

#### (2) 理由

履修選択指導等につき改善の余地がある。

## 5 - 5 履修（2）履修登録の上限

（評価基準）履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること。

（注）

修了年度の年次は44単位を上限とすることができる。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （1）各学年の履修科目登録の上限単位数

当該法科大学院では、1回の授業を90分として、15回の授業に加え定期試験を行い、成績評価において合格水準に達した者に2単位を認定することを原則としている。なお、「法律情報」は8回の授業で1単位、「模擬裁判（民事）」及び「模擬裁判（刑事）」は12回の授業で1単位、「エクスターンシップ・地域法務」は、弁護士事務所等における研修を内容として1単位を認定している。

各学年の履修科目登録の上限単位数は、標準履修者も法学既修者も、1年間に36単位である。ただし、在学最終年度（その年度の最後に修了が見込まれている場合）に限り、44単位までの履修登録が認められている。なお、長期履修者の場合、1年間の履修科目登録の上限単位数は24単位であり、在学最終年度に限り34単位である。

また、2010年度以降に開設している入門科目・導入科目については、未修者を対象として法学の学修の基礎を固めるという性質から、36単位の上限単位数に含めないこととされている。それ故、2010年度以降の標準履修者1年次の学生については、年間の履修上限単位数は42単位となっている（入門科目・導入科目を履修しない学生の上限単位数は36単位である。）

#### （2）無単位科目等

当該法科大学院において、無単位科目は存在しない。

#### （3）補習

当該法科大学院における補習の実績は以下のとおりである。

##### 2010年度前期

| 科目 | 回数 | 参加者数（平均） |
|----|----|----------|
| 民法 | 11 | 7.09     |

##### 2010年度後期

| 科目                   | 回数 | 参加者数（平均） |
|----------------------|----|----------|
| 会社法                  | 8  | 4        |
| 商事法（商行為法判例研究）        | 6  | 3        |
| 商事法（商法総則・商行為法基礎確認講座） | 9  | 4.25     |



|           |    |       |
|-----------|----|-------|
| 民法        | 19 | 7.53  |
| 民法（民事法総合） | 15 | 5.47  |
| 刑法        | 7  | 10.42 |
| 知的財産法     | 2  | 2人程度  |
| 経済法       | 3  | 2.67  |

#### 2011 年度前期

| 科目  | 回数 | 参加者数（平均） |
|-----|----|----------|
| 民法  | 14 | 6.14     |
| 倒産法 | 1  | 2        |

#### 2011 年度後期

| 科目        | 回数 | 参加者数（平均） |
|-----------|----|----------|
| 民法（民事法総合） | 11 | 5.45     |
| 倒産法       | 1  | 4        |
| 経済法       | 2  | 4        |

当該法科大学院では、修了者、留年者あるいはゼミを行っている学生の要望に応じて教員が参加するという形での補習や、教員が必要だと判断した場合に主として学期終了後の休暇期間中に行われる補習が行われることもある。補習は、教員の完全なボランティアではなく、大学から補習を行った教員に手当が支給されている。補習への参加が学生に強制されることはなく、あくまでも学生の任意に委ねられている。教員が補習が必要だと判断した場合も、学生と相談した上で行われることが多く、科目により参加率はかなり高くなっている。また、19回あるいは15回といった補習の回数や1回につき1時間30分という講義時間、民法全体にわたる重要な様々の点を取り上げた講義、事例や起案及びその解説を中心とした司法試験対策とも思われる授業などから、補習の趣旨を超えたもので不適切と思われるものあるいは本来は授業の一部として行われるべきものを補習の中で取り扱っていると疑われるものがある。

#### (4) その他

当該法科大学院では、年間履修単位数の上限が、学生の自学自修を阻害しないための措置であることにかんがみて、年間の履修単位数には、再履修科目のものも含めている。

## 2 当財団の評価

履修単位数の上限は、36単位（修了年度は44単位）以下となっている。ただし、2010年度からは導入科目・入門科目を履修する学生は42単位まで履修可能としている。いずれも評価基準が定める限度の範囲内である。しかし、多数の補習が行われ、補習の中には、補習の内容が実質的な正規科目授業の

一部ではないかとの大きな疑いが生じるものもあり，履修登録の上限を逸脱するおそれがある。履修登録の上限を設けた理由は，学生の自学自修を妨げないためであり，補習の内容が授業形態による知識の伝授を中心とするものであれば，自学自修を阻害するばかりでなく，学生に受け身の学修姿勢を助長する結果となり，好ましくない。

### 3 合否判定

#### (1) 結論

適合

#### (2) 理由

履習科目登録の上限設定は，評価基準で定める限度の範囲内である。しかし，法律基本科目に関する補習が多いことは履修登録の上限を逸脱する可能性があり，本来であれば再評価要請を付すことが相当な状況である。

## 第6分野 授業

### 6 - 1 授業

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされ、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 授業計画・準備

当該法科大学院におけるシラバスは、授業目的、達成目標、授業計画と予習事項(15回)、授業方法・予習上の留意点・自習事項、評価方法と評価基準、テキスト、参考書を記載すべきものとし、学生が各授業の全体構造と到達目標を把握するとともに、予習すべき事項が分かるように構成されている。当該法科大学院にあっては、学生が授業開始前に当該授業の目的及び授業計画を把握し、授業の準備を始めることができるように、新入生及び在学生に対し、3月下旬に開催するオリエンテーションにおいて、シラバスを所収した新年度の「学生便覧」を配布している。また、シラバスにおいて示される各科目の達成目標に加えて2010年度及び2011年度の「学生便覧」には、学生の体系的な科目履修を可能にするため、「年次別到達目標について」として、各年次の学生に求められている到達目標を明示している。

なお、「法科大学院コア・カリキュラム」の公表を受けて、法律基本科目群の各分野について、その科目担当者間において、分野別FD委員会などを通じて「法分野別到達目標」について検討し、2012年4月に、これを学生に開示している。

各年度の授業開始に先立って学生に配布されるシラバスに加え、多くの科目においては、15回に区分された各授業時間について、次の授業において取り上げる授業内容、予習すべき事項やその範囲などが、あらかじめ、より具体的に指示されており、毎回の授業に臨むにあたって学生に必要とされる準備が明確に示されている。しかしながら、一部の科目においては、第1回から第15回まですべて「事例研究」とのみ記載し、具体的授業計画や授業内容が全く示されていないものがある。

##### (2) 教材・参考図書

シラバスにおいてテキスト及び参考書が指示されているほか、多くの授業において、各科目担当者の作成するレジュメ及び参考文献や判例のコピーを配布するなど様々な工夫がなされている。しかしながら、参考書に司法書士受験用の予備校テキストを指示するなど、法科大学院の授業内容として適切でない科目も見受けられる。

### (3) 教育支援システム

各授業に関連する情報については、各科目担当者により、メーリング・リストなどを利用して、適宜、学生への情報伝達が図られている。

### (4) 予習教材等の配布

授業において使用するレジュメ等の資料の配布については、各科目によってその取扱いが異なるが、事前に配布すべき資料は、おおよそ各授業の1週間前に配布されている。ただし、授業開始時に資料を配布するケースもあり、また授業における質疑応答の効果を高めるためと称して、授業終了後に資料を配布しているケースも見受けられる。

### (5) 授業の実施

#### ア 教育内容

当該法科大学院では、2011年度からカリキュラムを改訂し、1年次の選択科目として、法律基本科目に「民法の基礎」、「刑事法の基礎」、「公法の基礎」という3科目の「導入」科目を設置している。これらの科目は、各分野を鳥瞰するいわゆる「入門」科目としてだけでなく、各分野における問題を素材として、法的な視点からの事実分析能力、問題把握能力、論理的思考能力、規範定立能力、規範適用能力、論理的表現能力などについて理解させ、自学自修によってこれらの能力を修得することが肝要であることを認識させることを目的として設置されたが、1年次の入門講座としては、内容が高度な授業もある。

また、「5-1 科目構成(1) 科目設定・バランス」でも指摘したところであるが、科目名とは全く異なる授業内容が行われている科目もあった。

#### イ 授業の仕方

2011年度のカリキュラム改革により、法律基本科目について1年次に概論科目を設置したことにより1年次においては講義形式を原則とする基礎的な知識の定着を、2年次においては双方向形式を原則とする基礎的な知識や理解の確認を、3年次においては多方向形式を原則とする事例演習を展開することとなって、年次毎の進展に応じた授業を行うように努力をしている。

#### ウ 学生の理解度の確認

当該法科大学院における授業は、学生が自学自修によって修得した基礎的な知識や解釈を前提として、事例に基づく具体的な適用を図ることに重点をおくものであるが、それぞれの科目担当者において、その前提としての知識や解釈の修得度を確認するため、小テストやレポートなど独自の工夫を凝らし、必要に応じて、理解が不十分であると思われる点、あるいは誤った理解が多いと思われる点などについて、授業において補足的な説明を行っている。

## エ 授業後のフォロー

自学自修を支援するために、時には、学生の求めに応じ、学生間での議論の場に教員が参加して、助言を与えている。なお、当該法科大学院は、授業において取り上げるべき内容は授業時間内において対応すべきこと、学生の自学自修の時間を確保すべきことなどの理由により、授業を補充するための必修的な補習を認めていないとするが、必修ではないものの、法律基本科目に関する補習が多く行われていることも事実である。

## オ 出席の確認

当該法科大学院は、学生数が少ないことから、講義形式あるいは双方向形式の授業においても、受講者全員の顔を見ながら授業を進めることができるため、出席の確認のみならず、学生の理解度を把握することは比較的容易である。逆に、学生が1人しか履修していない科目では、当該学生が欠席すれば授業は行われぬという弊害もある。

## カ 授業内の特徴的・具体的な工夫

科目担当者は、パワーポイントといった視覚的な方法を用いるなど様々な工夫を凝らし、小テストやレポートを課すなど学生の理解度を把握するように努めている。

## キ 対象学年にふさわしい授業の工夫

当該法科大学院では、2011年度にカリキュラムを改訂し、新たな枠組みでの授業を展開することとした。この新たなカリキュラム（現行カリキュラム）の要点は、法律基本科目の履修についての積み上げを明確化し、カリキュラム及び授業に反映させることにある。すなわち、法律基本科目においては、基礎的な知識や解釈についての理解を図る「概論」科目と具体的な事例に基づいてそれらの知識や解釈を適用する「応用」科目を設け、「概論」科目については1年次に、「応用」科目については2年次に配置することを原則とし、さらに3年次に、より現実の問題に即した事例を取り扱う「総合」科目を配置することとした。これによって、各科目の位置付けと授業全体の流れ、そして年次毎の到達目標がより明確になるとともに、これまで各授業においてなされてきた様々な工夫についても、余裕をもってこれを展開することができるようになった。

## (6) 到達目標との関係

当該法科大学院は、一般市民の法的権利を擁護し、実現しようとする法曹としての使命感及び責任感、法曹としての高い倫理観、社会的弱者への配慮という3つのマインド、並びに、問題解決能力、法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力という7つのスキルをもって、学生が最低限修得すべき内容として位置付けてい

る。そして、この学生が最低限修得すべき内容は、すべての授業の根底を流れるいわば基本思想であり、学生は、多くの授業を履修することによって、総体としてこの最低限修得すべき内容を修得することになる。

当該法科大学院においては、2008年度以降、「学生便覧」に「年次別到達目標」を示すことにより、当該法科大学院が掲げる学生が最低限修得すべき内容を提示している。しかし、学生が最低限修得すべき内容に関する科目別の到達目標は示されていなかった。そこで、2011年度、FD委員会において、各授業の根底を流れる学生が最低限修得すべき内容をいかに達成すべきであるのかについて、より具体的に学生に提示するため、科目別の「法分野別到達目標」を策定するための作業を行い、これを2012年度から学生に提示している。自学自修を支援するための体制としては、学生間において、自主的な議論の場を設けて、それぞれの疑問を解決し、理解を深めることが有用であることを伝えているほか、時には、学生の求めに応じ、それらの場に教員が参加して、助言を与えている。

#### (7) その他

福岡県弁護士会筑後部会に所属する若手の弁護士(2011年度においては、5人)による課外活動として、「法曹特殊講義」が年間20コマ(1コマ:90分)開講されており、自学自修の方法や教科書の読み方から、簡単な事例に基づく応用まで学生の自学自修をサポートする体制を整えている。また、補助教員室に補助教員を配置することによって、学生の支援及び相談に対応している。

## 2 当財団の評価

教員が熱意を持って「良い」授業に取り組もうとしていることは見て取れるが、具体的授業計画や授業内容が全く示されていない科目や科目名とは全く異なる授業内容が行われている科目もあった。参考書に隣接業種受験用の予備校テキストを指示するなど、法科大学院の設置科目として適切でない授業内容となっている科目も見受けられる。

1年次の授業にあっては、受講している学生が基礎的な理解ができているかを教場で確認しながらの授業は少なく、導入科目としては高度な内容であったり、学生が確実に内容を理解しているかわからない授業もあった。様々な能力を修得させようとする余り、かえって逆効果になっていないか、所期の目的が達成されているかは十分に検証する必要がある。

「5-5 履修(2) 履修登録の上限」で指摘したように、当該法科大学院は多くの補習を行っており、その内容も、本来は授業の一部として行われるべきものを、補習の中で取り扱っていると疑われるものがある。これは、授業での積み残しがあり、計画通りに授業が進行していないことによると思われる。「基礎」「概論」で、同じテーマを同じように取り上げている例もあ

り、授業計画の見直し、授業の仕方に工夫が必要である。

当該法科大学院にあっては、「学生便覧」に、「年次別到達目標について」として、各年次の学生に求められている到達目標とともに、法律基本科目の各分野について、「法分野別到達目標」を掲げており、学生の効果的な履修に供しようとしている。今後とも、自学自修の意義について受身としての自学自修ではなく、基礎的な知識や解釈の修得が自学自修のミニマム・スタンダードであることを学生に理解させ、より積極的な学修及び授業への参加を促すことが重要である。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

C

#### (2) 理由

授業は、法科大学院に必要な水準に達しているが、教員による発問の内容、学生の積極的な授業への参加の促進など、さらなる改善の必要がある。

## 6 - 2 理論と実務の架橋 ( 1 ) 理論と実務の架橋

( 評価基準 ) 理論と実務との架橋を意識した授業が実施されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### ( 1 ) 「理論と実務の架橋」の意義の捉え方

当該法科大学院は、「理論と実務の架橋」に関して、「法律学の理論と実務との統合を目指し、一般的法理的考察に乏しい法曹実務を排し、実務的考察に疎遠な法解釈論をも排する」という理想を掲げ、現実の実践的な問題と向き合える法理論、紛争や事件に対して、アド・ホックな解決ではなく理論に支えられた解決策を呈示できる実践的な能力を涵養する実務教育、及び現代社会において生起する紛争や事件が有している先端的な法的問題を考察させることが、「理論と実務の架橋」を目指す法科大学院教育であると捉えている。

#### ( 2 ) 授業での展開

このような理想を実践するための授業は、具体的な事案を目の前にして、法理論を踏まえた上で実務的にも妥当な解決策を呈示できる能力を向上させるものでなければならないとしている。そして当該法科大学院の「年次別到達目標」は、最終学年において、「実体法・手続法が融合するなど複雑な事案について、法的分析・推論を加え、理論を展開し、法的文書を作成する能力を取得すること」を目標としている。個々の授業においては、具体的事案の問題を解決する能力を身に付けさせるものでなければならないとする。

当該法科大学院では、法律基本科目は主として理論教育を担当している。しかし、そこでの授業も、学生に、原理・原則を一般的・抽象的に理解させるのではなく、判例で展開される法理論を中心として、事案解決の基底となっている法理論を理解させることを主たる目的としている。2年次配当の科目では、ケーススタディを通して、具体的事案において法理論がどのように適用されるのかを理解させる授業を目指している。しかし、1年次、2年次の法律基本科目の授業では法理論教育が勝り、必ずしも、理論教育と実務教育の架橋の実態が伴った授業になっているとはいえない部分がある。

3年次配当の「総合演習」科目では、学生が修得した法理論に関する知見を活用し、事実と向き合う授業を行うことで、理論と実務の架橋を意識した授業が実施されている。また、研究者教員が弁護士登録を行い、自らの経験を通じて「実務と理論」を架橋する教育を行う努力をしている。

なお、「5 - 2 科目構成 ( 2 ) 科目の体系性・適切性」の「1 当該法科大学院の現状」ア ( ア ) で指摘したとおり、3年次の「総合演習」科



目は、実務基礎科目から法律基本科目に置き換えられている。

2年次配当の「民事実務の基礎（旧カリキュラムでは「民事裁判実務の基礎」）」が、法理論を実務において立体的に展開する能力を学生に身に付けさせるために、実際の手続の中で法理論がいかに展開されているかを理解させる授業を目指している。

当該法科大学院は、「エクスターンシップ・地域法務」、「模擬裁判（民事）」及び「模擬裁判（刑事）」のすべてを必修科目としており、すべての学生に実際の手続における法理論の展開を理解させている。3年次には、必修科目として訴訟実務に関する科目を開設し、実体法及び手続法が実務の中でどのように運用されているのかを理解し、運用するための能力を身に付けさせる授業を展開している。

### （3）理論と実務との架橋を意識した取り組み

当該法科大学院では、理論と実務との架橋を意識した取り組みとして、「法曹倫理」、「模擬裁判（民事）」では、研究者教員と実務家教員との共同授業を行っている。

また、「公法総合演習」では、オムニバス形式ではあるが、研究者教員と実務家教員が関与した形で授業がなされており、学生は理論的なアプローチと実務的なアプローチに触れることができる。さらに、「民事法総合演習」は、理論的業績を有する実務家教員が、民事実体法や民事訴訟法で修得した知見を用いて、「紛争をめぐる諸問題について、どのような解決法があり、解決法として特定の訴訟等を選択する場合に、実務上どのような準備、手続をとる必要があるか、そこには理論上あるいは実務上、どのような問題があるかについて考えさせる」ことを念頭に置いた授業を展開している。

### （4）その他

当該法科大学院は、「法曹倫理」を重要科目として位置付けており、現行カリキュラムでは、1年次後期（旧カリキュラムでは2年次前期）に必修科目として配置している。当該法科大学院は、「法曹倫理」を考察する場合にも、「倫理学」あるいは「哲学」からのアプローチが不可欠であると考えており、開設以来、「法曹倫理」を実務家教員と法哲学を担当する研究者教員との共同授業として実施している。このように、当該法科大学院は、法律知識や法的スキルのみならず、法曹の倫理を「プロフェッション倫理」という視点から捉え、マインドの部分でも「理論と実務の架橋」を目指している。

## 2 当財団の評価

理論教育と実務教育の架橋を目指して、法文解釈にとどまらず、常に具体的事案を念頭に置いた教育を行おうとしている点は適切なものと評価できる。

しかし、1年次、2年次の法律基本科目の授業では、法理論教育が勝り、必ずしも、理論教育と実務教育の架橋の実態が伴った授業になっているとはいえない部分がある。また、3年次の総合演習科目が、実務基礎科目から法律基本科目に置き換えられたことから、法律基本科目の単なる総復習に陥ることが懸念されるため、総合演習科目における理論と実務の架橋の意味をより具体化することが望まれる。

なお、当財団の前回の認証評価においても指摘したところであるが、具体的講義等での特段の工夫、研究者教員の実務に触れる機会の設定、理論と実務の架橋を目指す研究会その他の積極的な活動があれば、理論と実務の架橋を意識した授業の展開がより充実し、豊かなものになると思われる。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

C

#### (2) 理由

理論と実務の架橋を目指した授業が設定されており、法科大学院に必要とされる水準に達しているが、理論と実務の架橋を授業等に実際により反映させる工夫や努力が必要である。

## 6 - 3 理論と実務の架橋（2）臨床科目

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （1）臨床科目の目的

当該法科大学院は、臨床科目の目的を、実務家が法理論をどのように実践で活かしているのかを学生に理解させ、理論と実務とを架橋することにあると考えている。

当該法科大学院は、臨床科目を「地域社会に貢献する法曹養成」という教育目的にとって重要なものと位置付け、「エクスターンシップ・地域法務」、「模擬裁判（民事）」、「模擬裁判（刑事）」、「リーガルクリニック」及び「ローヤリング・民事実務」を開設している。開設科目のうち、「エクスターンシップ・地域法務」、「模擬裁判（民事）」及び「模擬裁判（刑事）」は必修科目である。当該法科大学院はエクスターンシップについて福岡県弁護士会筑後部会の強い支援を受けている。

#### （2）臨床教育科目の開設状況等

##### ア 「エクスターンシップ・地域法務」（必修科目・1単位）

##### （ア）実施状況

当該法科大学院のエクスターンシップは、標準履修者2年次（法学既修者1年次）の後期試験が終了した2月に、学生を福岡県弁護士会筑後部会に所属する弁護士事務所に派遣して、8日間実施されている。

##### （イ）履修状況

これまでの実績は次のとおりである。

| 年度   | 履修者数 | 単位修得者数 |
|------|------|--------|
| 2008 | 25   | 25     |
| 2009 | 18   | 18     |
| 2010 | 12   | 12     |
| 2011 | 14   | 14     |

##### （ウ）実施にあたっての適切性の確保、授業の効果向上に向けた工夫

当該法科大学院の「エクスターンシップ・地域法務」は必修科目であり、学生が全員履修すべきものとされている。福岡県弁護士会筑後部会の協力・支援により、受入れ先となっている弁護士事務所に派遣される学生は、原則として1人という運営がなされており、充実した指導を受けることができる。派遣にあたって、「エクスターンシップ・地域法務」を担当する当該法科大学院の専任教員が、学生に対して事前の研修を行っている。

なお、シラバス上は、「エクスターンシップ・地域法務」の成績評価は、「出席、履修態度について、指導担当弁護士から報告を受けて評価する」とあるが、指導担当弁護士から報告を受ける制度はない。

- イ 「模擬裁判（民事）」及び「模擬裁判（刑事）」（必修科目・各1単位）  
 「模擬裁判（民事）」及び「模擬裁判（刑事）」は、いずれも必修科目であり、すべての学生が履修している。法科大学院専用棟にある「模擬法廷」において、それぞれ12コマの授業が実施され、1単位となっている。

（ア）「模擬裁判（民事）」

「模擬裁判（民事）」は、実務家教員である弁護士と弁護士資格を有する研究者教員との共同授業であり、具体的事件の紛争について、実務的側面・理論的側面の両面からの検討がなされている。成績評価は、作成された書面の内容、証人尋問等の法廷活動の内容を総合的に判断して行われている。

（イ）「模擬裁判（刑事）」

「模擬裁判（刑事）」は、実務家教員である弁護士の単独授業であるが、現職裁判官の派遣を受けて、実際の事件記録を素材とした教材を用いて、学生を検察官役、裁判官役、弁護人役などに分けて実施されている。また、検察官経験者をゲスト・スピーカーとして招き、学生に対して、検察官の視点の重要度を理解させるようにしている。

- ウ 「リーガルクリニック」（選択科目・各1単位）

（ア）実施状況

「リーガルクリニック」は、いずれも選択科目で、各1単位となっている。法科大学院専用棟内の「法律相談室」において、弁護士である実務家教員が一般市民からの法律相談を受け、学生がそれに陪席するという形で実施されている。学生は、直接相談にはあたらないが、後日、実務家教員に対して報告書を提出している。

リーガルクリニックの法律相談の件数は以下のとおりである。

2009年度 20件  
 2010年度 32件  
 2011年度 31件

（イ）履修状況

これまでの実績は次のとおりである。

| 年度   | リーガルクリニック |        | リーガルクリニック |        |
|------|-----------|--------|-----------|--------|
|      | 履修者数      | 単位修得者数 | 履修者数      | 単位修得者数 |
| 2009 | 2         | 2      | 2         | 2      |
| 2010 | 3         | 2      | 1         | 1      |
| 2011 | 2         | 2      | 2         | 2      |

エ 「ローヤリング・民事実務」(選択科目・2単位)

(ア)実施状況

「ローヤリング・民事実務」においては、民事実務で必要とされる知識の修得と基礎的な手続の理解を目的としている。

(イ)履修状況

これまでの実績は次のとおりである。

| 年度   | 履修者数 | 単位修得者数 |
|------|------|--------|
| 2009 | 12   | 12     |
| 2010 | 13   | 13     |
| 2011 | 6    | 6      |

オ 守秘義務対策及び賠償保険制度

当該法科大学院は、「エクスターンシップ・地域法務」及び「リーガルクリニック」の実施にあたって、学生の法令遵守や守秘義務を確保している。

当該法科大学院は、臨床科目の履修に先立って、法令遵守義務や守秘義務に関する事前授業を行い、学生にその重要性を正しく理解させるようにしている。

当該法科大学院は、「エクスターンシップ・地域法務」及び「リーガルクリニック」の履修に際し、学生に当該法科大学院長に対して誓約書を提出させている。

当該法科大学院は、臨床科目の担当者及び指導担当弁護士に対して、学生が法律相談に立ち会う際には、あらかじめ相談者に当該法科大学院の学生であることを明らかにし、相談者の承諾を得なければならないものとしている。さらに、当該法科大学院は、賠償保険加入を学生全員に義務付けている。

2 当財団の評価

当該法科大学院は、臨床法学教育を福岡県弁護士会筑後部会の強い支援を受けて実施している。臨床科目のうち「エクスターンシップ」、「模擬裁判(民事)」、「模擬裁判(刑事)」は必修科目として開設され、それ以外にも「ローヤリング」、「リーガルクリニック」など、科目数も多く量的に充実していると評価し得る。臨床科目の授業も実務家を中心に行われ、「模擬裁判(刑事)」では、実務経験者をゲストで招き、充実した科目となっている。

しかし、「エクスターンシップ・地域法務」は、派遣先の法律事務所に一方的に委ねられ、同所における実務範囲や内容が学生からの報告にのみ基づき判断され、担当教員への派遣先からの報告がないため、当該法科大学院におけるこの授業の実際の把握が十分に行われぬおそれがある。また、成績評

価にあたってシラバスに掲げられている評価方法とも異なり、派遣先法律事務所からの評価を参考とすることなく、当該法科大学院の担当教員により評価されるなど、「エクスターンシップ・地域法務」の充実のためには改善すべき点がある。

また、「ローヤリング」及び「ローヤリング」は、履修者数もごくわずかであり、多くの学生が履修するよう工夫が必要である。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

B

#### (2) 理由

臨床科目は、量的に見て充実しているが、実態・効果を検証し、さらに改善することが必要である。特に「エクスターンシップ・地域法務」については、派遣先法律事務所等からの報告や評価方法について改善の余地がある。

## 第7分野 学習環境及び人的支援体制

### 7-1 学生数(1) クラス人数

(評価基準) 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

(注)

「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。

「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていることをいう。

#### 1 当該法科大学院の現状

(1) 1つの授業を同時に受講する学生数(人数にカウントされる人、されない人の区別も含む)

当該法科大学院において、開講するすべての授業は1クラスであり、1クラス人数は最大で13人である。

1クラス的人数は、いずれも50人未満である。

(2) 適切な人数となるための努力

すべての授業は、「適切な人数」のクラスによってなされている。

#### 2 当財団の評価

当該法科大学院では、開講する授業のクラス人数は最大で13人であり、1つの授業を同時に受講する学生数としては適切な数である。

#### 3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

1つの授業を同時に受講する学生数は、50人未満であり、適切な人数である。

## 7 - 2 学生数（2） 入学者数

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行いう。

「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。

「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないことをいう。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （1）過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合

当該法科大学院における過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合は、以下のとおりである。

|        | 入学定員（A） | 入学者数（B） | 定員充足率（B/A） |
|--------|---------|---------|------------|
| 2010年度 | 30人     | 15人     | 0.50       |
| 2011年度 | 30人     | 11人     | 0.37       |
| 2012年度 | 30人     | 6人      | 0.2        |
| 平均     | 30人     | 10.66人  | 0.35       |

#### （2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

特になし。

### 2 当財団の評価

当該法科大学院の各年度の入学者数は、過去3年間において入学定員を上回っていない。

なお、入学者数が少ないことについては、本評価基準では問題としないが、自己改革（1-3）、法曹に必要なマインドとスキル（9-1）で評価されているので、その結果を留意することが望まれる。

### 3 合否判定

#### （1）結論

適合

#### （2）理由

当該法科大学院の各年度の入学者数は、入学定員の110%以内であり、入学定員に対してバランスを失っていない。



### 7 - 3 学生数 ( 3 ) 在籍者数

( 評価基準 ) 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### ( 1 ) 収容定員に対する在籍者数の割合

当該法科大学院における，2012 年 3 月 1 日現在の収容定員に対する在籍者数の割合は以下のとおりである。

|      | 収容定員 ( A ) | 在籍者数 ( B ) | 定員充足率 ( B/A ) |
|------|------------|------------|---------------|
| 1 年次 | 30 人       | 20 人       | 0 . 67        |
| 2 年次 | 30 人       | 12 人       | 0 . 40        |
| 3 年次 | 40 人       | 16 人       | 0 . 40        |
| 合 計  | 100 人      | 48 人       | 0 . 48        |

( 2 ) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力  
特になし。

#### 2 当財団の評価

在籍学生数は収容定員の 48% であり，問題はない。

#### 3 合否判定

##### ( 1 ) 結論

適合

##### ( 2 ) 理由

在籍者数は，収容定員の 110% 以内であり，収容定員に対してバランスを失っていない。

## 7 - 4 施設・設備（1）施設・設備の確保・整備

（評価基準）授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （1）施設・設備の確保・整備状況

##### ア 施設・設備

##### （ア）法科大学院専用棟

当該法科大学院は、専用棟（900号館）として、久留米大学御井学舎内に独自の建物を有している。900号館は、学生用の諸施設（研究室・基本図書室・共同研究室等）の場所的な一体化が図られており、講義・演習の教材、資料等の持ち運び、共同学修や個別指導のための移動等の便宜を考慮して、教室・演習室と学生用の諸施設及び教員研究室が近接した場所に配置されている。

当該法科大学院は、学生の自学自修等をサポートするため、法科大学院専用棟1階にある「補助教員室」に、補助教員を配置している。なお、補助教員室は、学生への対応を行う場所であり、事務室としての機能も有している。学生へのレジュメの配布やレポートの回収、学生への連絡は、この補助教員室を中心に行われている。

##### （イ）教室・演習室

教室・演習室に関しては、法科大学院専用棟の1階に3教室（45人収容の911, 912, 913号室）、2階に2教室（30人収容の922, 923号室）があり、2階の模擬円卓法廷及び5階の模擬法廷も演習や授業に利用されている。また、「リーガルクリニック」における法律相談のため、1階に「法律相談室」が確保されている。

912教室にはプロジェクター及びスクリーンが、911教室及び模擬法廷にはスクリーンが常置されている。また、補助教員室にポータブル型プロジェクター2台、ポータブル型スクリーン1台が準備されており、すべての教室・演習室において視聴覚教材の利用が可能となっている。

##### （ウ）自習室

法科大学院専用棟は、4人収容の研究室5室、8人収容の研究室12室を備えており、すべての学生に研究室が割り振られ、個人専用の机、書架及びロッカーが貸与されている。

##### （エ）議論スペース、コピー機、ロッカールーム、無線LANの設置等

学生のための議論スペースとしては、4階に共同研究室が設けられ

ているほか、3階の1室についても、事実上、学生が自由に利用できるようになっている。学生用のコピー機は、基本図書室に1台設置され、有料で利用できる。なお、補助教員室には、事務・教員用として2台のコピー機が設置されている。ロッカーは各研究室に備え付けられている。同大学御井学舎敷地内では無線LANを使用することができ、法科大学院専用棟内においても利用可能である。

#### (オ) 施設の安全性

当該法科大学院専用棟は24時間利用可能であり、平日の午後7時以降及び土日・休日は、正面出入口が施錠されるため、学生は、カードキーによって夜間用出入口から出入りすることができる。さらに、各研究室、図書室、補助教員室等には防犯用非常ベルを設置しており、警備員室に繋がっている。

#### (カ) 駐車場の確保

法科大学院専用棟が24時間利用可能であり、学生が深夜帰宅することもあるため、その安全に配慮して、法科大学院専用棟の近くに駐車場を確保している。

#### イ 身体障がい者への配慮

当該法科大学院専用棟の正面出入口は、自動ドアとなっている。ドアに至るまでには段差があるが、スロープが設置されており、車いすでの出入りも可能となっている。

専用棟の正面出入口のすぐ脇にはエレベーターが設置されており、すべての教室、基本図書室、模擬円卓法廷、模擬法廷、パソコンルーム、共同研究室、学生用研究室のうち2室（第8研究室・第13研究室）にスライド式ドアが設置されている。したがって、車いすでの専用棟内の移動に支障はない。また、各教室の机及び椅子は固定式ではなく、自由に移動できるため、車いすの利用に問題はない。

さらに、法科大学院専用棟には、障がい者向けの専用トイレが1階と4階に設けられている。

#### (2) 改善状況

法科大学院専用棟内の安全については、防犯用非常ベルが設置されており、各学生用研究室についても、2011年度において、施錠することができるように改善した。障がい者に対する支援に関しては、夜間用の出入り口にスロープなどの設備がなく、夜間出入り口のバリアフリー化を検討しているとのことである。

#### (3) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫

当該法科大学院は、各研究室の利用を原則として午前9時から午後10時までまでに制限しているが、申請による時間外利用を認めており、学生は、法

科大学院専用棟内にある研究室，共同研究室，パソコンルーム，図書室などを24時間利用することが可能となっている。

夜間出入り口のバリアフリー化を図る必要があるとのことである。

## 2 当財団の評価

法科大学院専用棟（900号館）を有し，その中に教室・演習室，自習室，研究室など，授業等の教育の実施や学生に必要な施設・設備が整っている点は，評価できる。

## 3 多段階評価

### （1）結論

A

### （2）理由

授業等の教育の実施や学修に必要な施設・設備について，合理的に必要な数量や広さが確保されている。24時間利用できる学生用研究室，基本図書室，パソコンルームなどが整備され，学生が学修に専念できる環境にある。

## 7 - 5 施設・設備（2）図書・情報源の整備

（評価基準）教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （1）図書・情報源の確保

当該法科大学院は、法科大学院専用棟の1階に基本図書室が設置されている。同大学には法学部が存在することから、御井図書館本館は法律関係の図書を所蔵しているが、図書館分室として、法科大学院専用棟内の基本図書室にも、利用頻度の高い図書及び雑誌が配架されている（雑誌：42 タイトル 1725 冊，図書：4074 冊（デジタル資料 18 タイトルを含む。）。）

基本図書室は施錠され、当該法科大学院の学生はカードキーを用いて入室することになっている。基本図書室の蔵書は、法科大学院専用棟内において自由に利用することが認められている。学生は、基本図書室を 24 時間利用することができ、利用冊数に制限がない等、御井図書館本館とは異なる取扱いが認められている。

基本図書室に司書はおかれていないが、補助教員室に隣接しているため、検索などについても補助教員が対応することができる。学生からの図書購入の要望についても、予算の範囲内において対応可能な状況にある。

当該法科大学院は、基本図書室に文献・判例検索用のパソコンを設置し、複数の Web 検索システム（LLI, TKC, West Law, 第一法規）を契約するとともに、デジタル・コンテンツの充実も図っている。なお、Web 検索システムについて、学生は自宅等からのアクセスが可能となっている。

図書・情報の整備方針としては、実務家養成という法科大学院の目的に資することを基本にしており、実務的な視点の図書に傾斜した図書・情報の集積を中心に考えているとのことである。

#### （2）問題点と改善状況

情報機器としてのパソコンが旧型で OS（オペレーティング・システム）も古くなっていたが、2012 年度から新機種を導入している。また、法科大学院基本図書室への配架が御井図書館本館を経由して行われるため、購入図書・定期刊行物の配架が遅くなる傾向があり、御井図書館本館に改善を要望しているとのことである。

#### （3）その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫

学生の自学自修に寄与するため、基本図書室の 24 時間利用を可能にし、法科大学院専用棟内での貸出利用冊数に制限を設けていない。また、より

広範に検索，閲覧が可能になるように複数のWeb検索システムの導入を図っている。法律関係の情報収集の基本的なスキルを早期に修得させるため，1年次前前期の「法律情報」(必修科目)においてWeb検索及び書誌検索の実習を行っている。

図書の購入要望に応じる体制が整えられているほか，「学生教員間連絡協議会」において要望についての意見交換を行っている。

## 2 当財団の評価

基本図書室のスペース及び蔵書数は，増やす方向での改善を検討すべきである。また，法科大学院基本図書室への配架が御井図書館本館を經由して行われるため，購入図書・定期刊行物の配架が遅くなる傾向があり，この点も改善を要する。

その他は，教育及び学修の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されている。

## 3 多段階評価

### (1) 結論

B

### (2) 理由

複数のWeb検索システムを24時間利用できることから，Web検索についての支援体制は適切に整っているが，基本図書室のスペース及び蔵書数において改善の余地がある。

## 7 - 6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 事務職員体制

当該法科大学院には、法科大学院の事務全般を横断的に処理する法科大学院専任の事務職員が配置されていない。

法科大学院専用棟の補助教員室には、教務課に所属する事務職員が1人常駐しており、教務課長の指揮命令の下で教務課の事務を担当することを主たる業務としている。そして、当該法科大学院の教務に関する事務は、原則として、この法科大学院専用棟で執務している教務課の事務職員によって処理され、必要に応じて、法科大学院専用棟から離れた同大学事務棟で執務する教務課の事務職員の助力を受けている。

教務関係以外の事務に関しては、それぞれの事項を所掌する事務部局が担当しており、学生の奨学金及び特待生に関する事務、休学・退学・除籍など学籍に関する事務、懲戒・表彰に関する事務は、同大学事務棟において学生課の事務職員が、入試に関する事務はすべて同大学事務棟において入試課の事務職員が、そして施設整備に関する事務は同大学事務棟において庶務課の事務職員が、それぞれ業務を行っている。

そして、成績原簿や定期試験の答案など教務関係の文書を含む当該法科大学院に関する書類及び記録について、その主要なものは、すべて同大学事務棟の担当部局において保管されている。

#### (2) 教育支援体制

授業準備など教員の教育活動を補助するための人的支援体制としては、補助教員がおかれている。補助教員は、学生の学修をサポートする教員職員であるが、当該法科大学院においては、教員の教育活動を補助する事務も同時に行うものとして制度化されている。補助教員は、午後0時半から午後8時を勤務時間として、少なくとも1人が法科大学院専用棟内の補助教員室に常駐するものとされて、学生からのレポートの回収、学生への配布物の配布、定期試験における試験監督の補助、各種印刷物の作成など様々な教育活動を補助する業務を行っている。なお、補助教員による学生への教育支援については、本報告書「7 - 8 学生支援体制(2) 学生へのアドバイス」において記述する。

### 2 当財団の評価

当該法科大学院に、法科大学院の事務全般を横断的に処理する法科大学院

専任の事務職員が配置されていないことは、法科大学院の事務を処理する上で問題である。しかし、これは同大学の事務職員体制の問題であることを踏まえると、この体制を前提として、法科大学院の事務処理の効率化を図るべきである。

補助教員については、全学生が利用しているものではないが、初年度の学生を中心に、効果的に利用されている状況が見られ、この点は評価できる。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

B

#### (2) 理由

当該法科大学院における事務職員体制は改善の余地があるが、教育支援体制については、法科大学院に必要とされる水準にあり、全体としては支援体制は充実している。



## 7 - 7 学生支援体制（１） 学生生活支援体制

（評価基準）学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （１）経済的支援

##### ア 学内奨学金

当該法科大学院は、日本学生支援機構のほかに、独自の奨学金制度として「久留米大学法科大学院奨学金」（以下「学内奨学金」という。）制度を設けており、家計基準を満たすことができずに日本学生支援機構等の奨学金を受けられない学生であっても、学内奨学金を利用することができる。また、日本学生支援機構の奨学金と学内奨学金とを併用することも認められている。さらに、日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている学生は、原級留置となった場合に同奨学金の停止を受けるが、当該法科大学院は、このような学生に対しても学内奨学金の貸与を認めるという運用で対応し、学生の学修継続を支援している。

##### イ 特待生制度

奨学金制度とは別に、成績優秀者に対しては特待生制度が設けられており、学年毎に、授業料（110万円）の全額免除5人、半額免除3人の合計8人について特待生の枠が定められている。同制度は、当該法科大学院設立以来、授業料（110万円）全額免除2人、一部（70万円）免除7人の合計9人の枠を設けていたが、成績上位者への経済的支援を充実させるとともに学修へのインセンティブを高めるため、現行制度のように改訂され、2011年度入学者から適用されている。

特待生は、1年次生については入試の成績により、2年次生及び3年次生については前年度の学業成績により選考される。2年次生及び3年次生の選考に際しては、「30単位以上修得すること」が要件となっているだけでなく、「成績（平均点）が70点に満たない者は選考から除外することができる」とする申し合わせがなされ、「学生便覧」にも掲載されている。

##### ウ 医療費補助

医学部及び大学病院を有する同大学は、学生が同大学大学病院を利用

した場合には、患者本人の自己負担額として学生が同大学大学病院に支払った額と同額の医療費補助を受けられることとして、学生の医療費負担をなくしている。

#### (2) 障がい者支援

当該法科大学院は、障がいをもつ学生が入学した場合には、定期試験の試験時間を延長し、字を大きくするために拡大コピーをとるなど、障がいの種類及び程度に応じて個別の支援措置をとっている。

#### (3) セクハラ等人間関係トラブル相談窓口

同大学は、2002年に「人権侵害行為を防止及び排除するための措置並びに人権侵害の問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めること」を目的に人権擁護に関する規程を整備し、この中でガイドラインを制定し、その取り組みを行ってきた。同大学は、相談窓口として相談員を配置する体制をとっており、同大学全体で16人の相談員を配置している。さらに、同大学は、気軽に相談できるように相談箱の設置やリーフレットの配布等を行っている。当該法科大学院が位置する御井学舎には、5人の相談員が配置されており、学生からの相談を受け付ける体制となっている。相談があった場合、相談員は同大学の人権擁護委員会に報告し、セクハラ部会及び人権部会が具体的に問題の解決を図る体制を整えている。当該法科大学院の学生からのセクハラの苦情申立てが過去になされたかどうかについては、関係部局の守秘義務もあって不明とのことである。

セクハラ以外の学生間の人間関係トラブルに対応する制度としては、法科大学院専用棟1階に設置した「意見箱」がある。「意見箱」は、学生が匿名で意見・苦情を述べることができ、苦情を申し立てる学生の特定がなされない点で優れている。「意見箱」に寄せられた意見の多くは、授業の在り方に関する教員への苦情を内容とするものであり、学生間の人間関係トラブルを内容とするものはほとんど見られない。しかし、学生数の減少により、意見の内容によっては、匿名性の確保が困難となっている。

また、法科大学院専任教員から選任された学生委員が、随時、学生からの相談を受ける体制が整えられているが、学生間の人間関係のトラブルを理由とした相談事例の報告はほとんどない。

#### (4) カウンセリング体制

同大学は、医学部の長い伝統があり、また、文学部心理学科及び大学院心理学研究科が充実していることから、地域の精神衛生の向上に大きく寄与している。当該法科大学院が位置する御井学舎においても、「健康・スポーツ科学センター」内に「学生相談室」が設置され、学生はメンタルな悩みなどがあれば、いつでも臨床心理士や精神科医によるカウンセリングを

受けられるようになっている。学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて、冊子を配布して学生相談室を紹介することで、その周知を図っている。また、学内掲示板や大学のホームページでも学生相談室の開室日時等を知らせている。

当該法科大学院の学生に関するカウンセリングの利用頻度その他の状況について、同大学の健康・スポーツセンターによれば、頻度は低いものの、利用がなされているとのことである。

#### (5) 問題点及び改善状況

制度としては、十分に整備されており、特に問題点は見当たらない。

### 2 当財団の評価

奨学金制度や学内奨学金制度による学生の経済支援を適切に行っている。

カウンセリング体制については、同大学全体の制度として充実している。他方、法科大学院の実情を把握したカウンセリングが行えるのかどうかの懸念等が指摘できる。今後、法科大学院の学生が抱える固有の問題として、ハードな学修生活から受けるストレスなどについて、カウンセリング部門と当該法科大学院との十分な情報共有が課題となる。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

B

#### (2) 理由

学生生活を支援するための体制は充実している。

## 7 - 8 学生支援体制（2） 学生へのアドバイス

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり，有効に機能していること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### （1）アドバイス体制

##### ア 学生委員

当該法科大学院専任教員から選任された学生委員が，随時，学生からの相談に応じる制度が設置されている。

学生委員は，学生の奨学金・特待生，懲戒に関する事項を扱うだけでなく，学生が当該法科大学院全般に関わる事項についての要望を行う際の対応窓口となっている。とりわけ，学生教員間連絡協議会において，学生の意見を聞き，学生と協議を行う上で，重要な役割を担っている。

##### イ 担任制

当該法科大学院は，各学年の学生を3～4人のグループに分け，専任教員が，それぞれのグループの担任となる制度を採用している。各担任は，学生との交流会を催して学生間の親睦を深めているほか，学生からの個別的な相談にも応じている。

学生は，休学・退学の申請をする前に，担任と相談することとなり，担任は，進路変更を含む進路のアドバイザーとしての機能をも果たしている。

##### ウ オフィスアワー

当該法科大学院は，教員に対する学生のアクセスを確保するため，オフィスアワー制度を設けており，科目担当教員は，オフィスアワーの時間を設定して学生に知らせ，その時間は研究室に待機することが義務付けられている。

##### エ 補助教員

当該法科大学院は，法科大学院専用棟内にある「補助教員室」に補助教員を配置し，図書検索，学修相談に応じている。

##### オ 若手弁護士によるアドバイス

当該法科大学院は，課外活動として「法曹特殊講義」を開講することにより，当該法科大学院の修了生を中心とする若手弁護士によるアドバイスの機会を設け，学生の要望に応じた補助学修的な授業や学修指導を行っている。

#### （2）学生への周知等

学習支援体制については，オリエンテーションなどを通じて学生への周

知を図っている。

### (3) 問題点と改善状況

特に問題点はみられない。当該法科大学院は学生と教員の距離が近いことから、上記の制度と関係なく、相談しやすい教員に相談している学生もみられた。

## 2 当財団の評価

学生委員，担任制，オフィスアワー，補助教員，若手弁護士によるアドバイスといった，学生が学修方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制を備えている。当該法科大学院は，少人数であるため，学生と教員との距離が近い。そのため，相談しやすい教員に，随時相談している学生もみられた。少人数であるために，相談しにくいことがないか，検証してみる必要がある。

## 3 多段階評価

### (1) 結論

B

### (2) 理由

アドバイス体制は充実しており，特に問題点はみられないが，少人数故の問題点を把握するなどの努力が必要である。

## 第8分野 成績評価・修了認定

### 8 - 1 成績評価 厳格な成績評価の実施

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 成績評価基準の設定

###### ア 法科大学院としての成績評価方針

当該法科大学院は、2007年3月7日に、法科大学院委員会において「『法科大学院としての成績評価方針』について(申し合わせ)」を決議した。この「申し合わせ」は、「学生便覧」に掲載されるとともに、各学期末の成績評価の際にも各科目担当者に対して文書が配布されており、各科目担当者の成績評価の基準として周知されている。「申し合わせ」では、成績評価の基準は、学生の学力・能力がその科目において到達すべき客観的水準にあるかどうかを基本とし、A評価は特別に優れたもの、B評価は、全般的に十分な水準にあるもの、C評価は、部分的には十分とはいえないが全般的には最低限の学力・能力が認められるものとしている。なお、当該法科大学院は、B評価を標準とし、A評価の割合は、B評価の割合を超えないことを原則として、成績評価の厳格性を担保している。

###### イ 成績評価の考慮要素

当該法科大学院は、成績評価にあたって、学期末試験の成績だけでなく、授業での発言、ディベート、レポート、小テストなどを総合的に評価することとしている。以上の要素のいずれを成績評価の考慮要素とするのかは、最終的には、各科目担当者に委ねられている。しかし、学期末試験の成績以外の成績考慮要素の全部又は一部の選択が義務付けられており、原則として、学期末試験のみでの成績評価は行われぬ。また、成績評価の考慮要素は、一つの要素が70%を超えないこととされている。平常点の点数化の基準を設定することには困難が伴うため、これを考慮要素とする場合には、その評価は各科目担当者に委ねられる。しかし、出席のみで加点するいわゆる「出席点」による評価は禁止されており、平常点を評価する場合は、授業への積極的な取り組みにウェイトが置かれることになる。これに対して、欠席を減点の対象として評価することは認められている。

以上のように、総合評価を原則とすることで、学生の各科目の授業への取り組みを評価することが可能となっており、学生の学修のプロセス

も成績評価の考慮要素となっている。

#### ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

当該法科大学院の成績評価は、当該科目で到達すべき客観的水準に達しているか否かを判断基準とする絶対評価である。各科目担当者は、自らが採用した成績評価考慮要素のすべてを点数化し、その合計点を最終的な成績として評価することになる。総合評価した最終的な点数が60点未満である場合には不合格としてD評価となり、60点以上が合格となる。さらに、60点以上70点未満がC評価、70点以上80点未満がB評価、80点以上90点未満がA評価、そして90点以上がAA評価となっており、前述したように、それぞれの評価について基準が設定されている。

なお、「エクスターンシップ・地域法務」、「リーガルクリニック」<sup>1</sup>、「法律情報」及び単位互換科目については、合格（N評価）及び不合格（D評価）による成績評価がなされる。

#### エ 再試験

##### （ア）2010年度以前の入学者

当該法科大学院は、2010年度以前入学者に対して、進級及び修了にかかる再試験（再評価）の制度を実施している。再試験（再評価）は、当該年度で不合格となったすべての科目について受けることができるわけではなく、具体的には、定期試験又は追試験で不合格となった科目のある学生のうち標準履修者1年次から2年次への進級要件単位が不足する者は、必修科目3科目6単位を限度として、修了要件単位が不足する者は、4科目8単位を限度として、それぞれ再試験の受験が認められている。再試験（再評価）の成績評価は、科目担当者は「素点」で成績評価を行うが、評点を60点とするC評価による合格とD評価による不合格のみとし、進級又は修了に必要な単位数を限度として、進級・判定にかかる法科大学院委員会において単位認定科目を決定するものとされている（「久留米大学法科大学院履修、試験及び修了認定に関する細則」第15条）。再試験（再評価）を受けたにもかかわらず、進級又は修了に必要な単位数を得ることができなかった学生は、再試験（再評価）の「素点」が合格点に達していた科目があったとしても、その科目についても単位の認定はなされない。

##### （イ）2011年度以後の入学者

当該法科大学院は、2011年度以後の入学者に対して、修了にかかる再試験（再評価）の制度を実施しているものの、進級にかかる再試験（再評価）を廃止している。その主な理由は、当該法科大学院内において、再試験（再評価）の限界、とりわけ後期配当科目について定期試験終了から間をおかずに再試験（再評価）を実施することの限界が認識され、2011年度のカリキュラム改訂に伴って、標準履修者2年次

から3年次（法学既修者1年次から2年次）への進級にも要件を設定し、進級に関する一層の厳格さを導入したことなどによる。

#### オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

各科目担当者は、担当科目についての成績評価基準をシラバスに掲載している。多くの科目担当者が、既に述べた成績評価考慮要素を採用しており、期末試験、レポート、ディベート、小テスト、出席発言等の評価割合をシラバスに記載している。各科目担当者は、シラバスに示された成績評価考慮要素を具体的に点数化し、成績評価を行った結果を、成績評価報告書に記載することになっている。

### (2) 成績評価基準の開示

#### ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

『法科大学院としての成績評価方針』について（申し合わせ）が「学生便覧」に掲載されており、また、当該便覧に掲載されている「GPAの導入に関して」においても、成績評価の基本方針が示されている。この形式で、当該法科大学院が全体として定めている成績評価の方針が学生に開示されている。さらに、各科目担当者は、各科目のシラバスの「評価方法と評価基準」の欄に、成績評価考慮要素と評価の割合を記載することが義務付けられており、各科目の成績評価基準が学生に開示されている。しかし、一部の科目にあっては、成績評価基準をシラバスに掲載していないものも見られた。

### (3) 成績評価の厳格な実施

#### ア 成績評価の実施

当該法科大学院は、2010年6月2日の法科大学院委員会において、「法科大学院定期試験実施要綱、答案保存及び採点基準の明確化について（申し合わせ）」を決定した。この申し合わせによれば、科目担当者は、定期試験終了後に採点基準を補助教員室に提出することが義務付けられる。補助教員室は、各科目の採点基準を学生に公表することとされている。さらに、科目担当者は、採点基準を明確化することが求められており、学生からの要望に応じて、説明及び資料開示をしなければならず、異議申立てに対処しなければならない。各科目担当者は、成績評価に関して、成績評価報告書の提出が義務付けられている。各科目担当者は、成績評価報告書に、シラバス記載の評価方法、出席状況の評価、期末試験の結果を評価する場合の点数化の方法、対話的授業における発言等（ディベート）を評価する場合の点数化の方法、レポートの内容を評価する場合の点数化の方法、その他の方法で評価する場合の点数化の方法を記載し、それに対応した点数も一覧表として作成しなければならない。

成績報告書も含めて、出題、採点結果、成績評価等については、隣接



科目（同一法分野）の専任教員による確認が必要とされており、適切な出題、採点、成績評価を確保する制度が存在している。また、成績評価報告書は、法科大学院委員会に報告され、検討される。さらに、各学期の各科目の成績も、法科大学院成績一覧表という形で、法科大学院委員会に報告され、検討されている。

しかし、実際には一部の科目において成績評価基準が不適切と思われる事例が見られた。

また、「民事法実務演習（旧カリキュラムでは「訴訟実務演習」）」では、市販の問題集そのままを安易に転記した定期試験・解説を行っており、出題・解説の工夫が全くなされていないと評価せざるをえず、また、成績評価の公平性・客観性の観点からも問題である。さらに、「西洋法制史」では、授業科目名とは全くかけ離れたレポートの提出・試験問題を出題しており、当該授業の成績評価方法として適切でない。

前述のとおり、当該法科大学院では、成績評価は、B評価を標準とし、A評価の割合はB評価の割合を超えないことを原則としている。原則に対する一部の例外は当然にあり得るが、当該法科大学院にあつては、複々数の科目で例外が見られる。また、成績評価の考慮要素は、一つの要素が70%を超えないこととされているが、この点が遵守されていない科目や、その上、定期試験で100%の成績評価を行っている科目がいくつか見られる。

#### イ 到達度合いの確認と検証等

当該法科大学院では、科目担当者の採点基準は、補助教員室を通して学生に公表することになっており、科目担当者の出題の意図等が学生に伝わる制度が設けられている。また、科目担当者によっては、定期試験終了後又は採点後に解説会ないし講評会を実施している事例もある。ただし、この説明会の開催は科目担当者の裁量に委ねられており、いまだ制度化されたものではない。各法分野の内容に関する到達目標との整合性は、隣接科目（同一法分野）の専任教員の確認というチェック制度によってある程度確保されていると思われる。各法分野の内容に関する到達目標は、2011年度において各法分野で各法律科目の3年間の到達目標を議論し、2011年度内に法科大学院委員会においても審議された上で、2012年4月に成文化され、学生にも提示されている。

なお、当該法科大学院において、教員間では、定期試験の出題範囲は授業で取り扱った範囲に限定されないという共通認識は形成されている。ただし、この点に関して成文化したものは作成されていない。

#### ウ 再試験等の実施

当該法科大学院は、既に述べたように、2011年度以降入学者に対しては、進級にかかる再試験（再評価）を廃止し、修了にかかる再試験（再

評価)のみを認めている。これに対して、2010年度以前入学者には、修了にかかる再試験(再評価)のみならず、進級にかかる再試験(再評価)も存続している。再試験は、前期配当の科目も後期配当の科目も、後期の定期試験を経た成績評価が確定した後に実施されている。再試験(再評価)についても、定期試験と同様に、試験を実施した科目担当者は、採点基準を補助教員室に提出することが義務付けられている。また、成績評価に関して、隣接科目の担当教員のチェックを受けることになっている。このように当該法科大学院は、再試験(再評価)の実施についても、厳格性や客観性を担保する制度を設けている。

2010年度の進級にかかる再試験(再評価)対象者は4人であり、受験資格を得ることができなかった者は8人(休学含む。)であった。対象者の4人は、再試験(再評価)の結果、全員が進級した。2010年度の修了にかかる再試験(再評価)対象者は4人であり、受験資格を得ることができなかった者が1人であった。対象者の4人のうち、再試験(再評価)の結果、2人が修了した。2011年度の進級にかかる再試験(再評価)対象者は3人であり、受験資格を得ることができなかった者が5人(休学含む。)であった。対象者の3人のうち、2人が進級し、1人が原級留置となった。2011年度の修了にかかる再試験は、3人が受験し、いずれも不合格となっている。

(4) 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価の実施を担保するための組織的体制・取り組み

当該法科大学院は、隣接科目(同一法分野)の専任教員による成績確認を制度化している。また、「年次別到達目標」は成文化されており、各科目担当者に徹底されている。さらに、「法分野別到達目標」についても成文化され、学生に提示されている。隣接科目(同一法分野)の専任教員による成績確認は、この基準に従って実施されることが予定されている。つまり、この確認制度は、事後的な検証であるという限界があるが、各科目担当者による成績評価の実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものであるかどうかを担保する制度と位置付けられている。

(5) その他

当該法科大学院は、成績評価の客観性及び厳格性の確保こそが真の意味での学生の利益につながるとの認識を教員間に徹底するための取り組みを行っている。そこで、段階評価の適正化について、担当教員が行った成績評価をGPAに換算し、各教員の評価の妥当性を論議し改善を図るものとしている。

2 当財団の評価

当該法科大学院の成績評価基準は、おおむね適切に設定・開示されている。

しかし、前記1で述べたとおり、一部の科目によっては、成績評価基準をシラバスに掲載していない事例や成績評価基準が不適切と思われる事例、また出題・解説の工夫がなされていない科目や当該授業科目の内容と成績評価方法に齟齬が見られる科目も存在した。

成績評価の方法についても、申し合わせの例外が複数数の科目で見られるなど、学修成果の公正かつ客観的評価、学生の学修プロセス等を重視していない点で問題がある。当該法科大学院に関する前回の再評価で指摘された再試験に関しては、定期試験問題と同程度の内容の問題が出題され、成績評価も厳格になされていた。

当該法科大学院にあっては、適正な成績評価がなされていると思われるが、定期試験の内容と成績評価の在り方、小テストやレポートの内容と評価の在り方、ディベートの評価の在り方等を検討する機会を組織的に設け、今後とも、定期試験をはじめとする成績評価に関する組織的FDを充実させる必要性がある。また、授業の実施、授業方法も含め、成績評価の在り方については、専任の教員のみならず、非常勤の教員にも周知・徹底を図ることが肝要である。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

C

#### (2) 理由

成績評価基準の内容又は事前開示の方法について、法科大学院に必要とされる水準に達している。成績評価は厳格に実施されているが、なお、改善を要する。

## 8 - 2 修了認定 修了認定の適切な実施

(評価基準) 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 修了認定基準

##### ア 修了認定

当該法科大学院の修了認定は，その在学期間中に定められた授業科目につき所定の単位を履修し，かつ，修了認定を得ることである（久留米大学法科大学院学則第 12 条）。当該法科大学院は，単位積み上げ方式を採用しており，学生が各年次の必修科目を履修し，単位を修得することで，着実に能力を高めていくことを予定している。各学年に配当された科目は，それぞれの「年次別到達目標」に即しており，これらの単位を修得することを通して，学生が最低限修得すべきスキルを身に付けているのかを確認することができる。各法分野において最低限修得すべき法的知識は，「法分野別到達目標」として成文化されており，単位認定の際に確認される。このようなチェックを経て修得された単位を積み上げているか否かが，修了認定の基準となっている。

##### (ア) 旧カリキュラム

旧カリキュラムにおいて，標準履修者の修了要件は，3 年以上在学し（久留米大学法科大学院学則第 4 条第 1 項），必修科目 64 単位及び選択科目 30 単位以上の合計 94 単位以上を修得することである（旧久留米大学法科大学院法務研究科規程第 15 条第 1 項）。ただし，法律基本科目群及び実務基礎科目群以外の科目群については，基礎法学・隣接科目群から 4 単位以上を修得し，かつ実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群につき合計 33 単位以上を修得しなければならないとされている（同条第 2 項）。

法学既修者の修了要件は，2 年以上在学し（久留米大学法科大学院学則第 4 条第 2 項），必修科目 34 単位及び選択科目 30 単位以上の合計 64 単位以上を修得することであり（旧久留米大学法科大学院法務研究科規程第 15 条第 1 項），実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の単位修得は，標準履修者と同様になっている。なお，法学既修者は，必修科目のうち，法律基本科目群の標準履修者 1 年次配当科目の合計 28 単位及び 2 年次配当科目の「民法（家族法）」の 2 単位の合計 30 単位について，これを修得したものとみなされる（同条第 1 項）。

##### (イ) 現行カリキュラム

現行カリキュラムにおける修了要件は、標準履修者は3年以上、法学既修者は2年以上在学し（久留米大学法科大学院学則第4条第1項）、必修科目70単位、選択必修科目6単位及び選択科目24単位以上の合計100単位以上を修得することである（新久留米大学法科大学院法務研究科規程第15条第1項）。ただし、法律基本科目群及び実務基礎科目群以外の科目群については、基礎法学・隣接科目群から4単位以上を修得し、かつ実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・選択科目群につき合計33単位以上を修得しなければならないとされている（同条第3項）。法学既修者については、法律基本科目のうち、標準履修者1年次に配当される必修科目26単位が修得したものとみなされ、さらに別に認定するところにより4単位が修得したものとみなされ得る（同条第2項）。

#### イ 進級要件

旧カリキュラムにおいて、標準履修者には進級要件が存在しており、1年次において修得すべき必修科目の単位数の合計が24単位に満たない者は、2年次に進級できないとされている（旧久留米大学法科大学院法務研究科規程第14条第1項）。

現行カリキュラムにおいて、標準履修者には1年次において修得すべき法律基本科目の必修科目の単位数が22単位に満たない学生は2年次に進級できず、2年次までに修得すべき法律基本科目の必修科目の単位数が46単位に満たない学生は3年次に進級できないという進級要件が設けられている（新久留米大学法科大学院法務研究科規程第14条第1項）。法学既修者にも進級要件が設けられ、法学既修者1年次に修得すべき法律基本科目の必修科目の単位数が24単位に満たない学生は2年次に進級することができないとされる（同条第2項）。

#### (2) 修了認定の体制・手続

修了認定の手続であるが、第一段階としては、当該法科大学院が定める3人以上の審査委員が修了認定の審査を行う（久留米大学学位規則第18条の5）。審査員は、単位修得の認定及び関連する資料に基づいて審査し（同規則第18条の6）、その結果を法科大学院委員会に報告する（同規則第18条の8）。この報告を受けて、法科大学院委員会が、修了認定が相当であるか否かを決定する（同規則第18条の9）。なお、以上の手続の詳細は、「久留米大学法科大学院修了認定の方法に関する内規」において規定されている。

#### (3) 修了認定基準の開示

当該法科大学院は、「久留米大学学位規則」、「久留米大学法科大学院法務研究科規程」及び「久留米大学法科大学院修了認定の方法に関する内規」を「学生便覧」に掲載し、併せて、「学生便覧」において、進級要件及び修了要件に関する説明を記載している。学生には、入学時及び進級時のオリ

エンテーションの際に、「学生便覧」を配布し、進級要件及び修了要件を口頭でも説明することで、注意を促している。

#### (4) 修了認定の実施状況

##### ア 修了認定の実施状況

2010年度の修了認定対象者は17人であり、修了認定を受けた者は13人であった。修了認定者の最多修得単位数は104、最小修得単位数は94、平均が97.2となっている。修了認定対象者のうち修了単位数を修得しておらず、修了認定されなかった者は、休学1人、再試験（再評価）不合格者2人を含めて、4人となっている。また、2011年度の修了認定対象者は16人であり、修了認定を受けた者は9人であった。修了認定者の最多修得単位数は98、最小修得単位数は94、平均が96.9となっている。修了認定対象者のうち修了単位数を修得しておらず、修了認定されなかった者は、休学1人、再試験（再評価）不合格者3人を含めて、7人となっている。当該法科大学院の修了認定は、在学期間と修得単位数という客観的な基準が中心である。修了認定手続も、それを確認することが中心となっている。

##### イ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施を担保するための組織的体制・取り組み

当該法科大学院の場合、いわゆる単位積み上げ方式によって修了認定を行っている。当該法科大学院の学生が最低限修得すべき内容の確認は、カリキュラム構成や各科目における授業に委ねられることになる。当該法科大学院は、2011年度のカリキュラム改訂によって、法律基本科目群に選択必修科目として「総合演習」科目を配置している。「総合演習」科目は、当該法科大学院が設定している「年次別到達目標」の最終学年の学力をチェックする科目であり、また、法科大学院の学生が3年間で修得すべき「内容」を身に付けているのかを確認できる科目でもある。これらの履修及び単位修得を確認することによって、修了認定も、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものとなり得ると思われる。

#### (5) その他

より一層厳格な修了認定を行うために、進級要件へのGPAの活用については、議論を継続しているとのことである。

## 2 当財団の評価

2010年度の修了者数が認定対象者17人中の13人、2011年度の修了者数が認定対象者16人中の9人となっている。修了率が76%から56%に減少している。これは、当該法科大学院で厳格な進級判定、修了認定が行われた結果であるのか、学生の資質による結果であるのかなど、その原因がどこにあるのかを検証する必要がある。現行カリキュラムにおいて進級要件を追加・変

更したことは、学生が各年次の必修科目を履修し、単位を修得することで着実に能力を高めていくことを期待しての取り組みであるが、期待通りの成果がでているのかについても検証の必要がある。なお、修了認定に関して、学生が最低限修得すべき内容を踏まえて実施されていることを担保するための取り組みとして、当該法科大学院にあっては総合演習科目が挙げられるが、当該演習科目は2011年度のカリキュラム改訂によって設置されたものであり、今後は、組織的検証を行うことが必要と思われる。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

A

#### (2) 理由

修了認定の基準・体制・手続の設定、修了認定基準の開示のいずれも非常に適切であり、修了認定が適切に実施されている。

## 8 - 3 異議申立手続 成績評価・修了認定に対する異議申立手続

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

### 1 当該法科大学院の現状

#### (1) 成績評価における異議申立手続

##### ア 成績の説明，試験に関する解説・講評

当該法科大学院は、各科目担当者に対して、定期試験終了後に採点基準を補助教員室に提出することを義務付けており、補助教員室は、これを学生に公表することになっている。各学生は、この制度を通して、自らが受験した試験の評価方法を知ることができる。多くの、とりわけ専任教員が担当する科目では、定期試験の解説会や講評会が実施され、個々の学生の評価理由も説明されている。この解説会や講評会において、個々の学生の実事上の成績評価に関する説明や評価資料の開示要求、さらには異議申立てが処理される場合もある。

こういった試験に関する解説・講評の制度とともに、当該法科大学院には、「久留米大学法科大学院履修、試験及び修了認定に関する細則」が規定されている。第4条によると、成績評価に関する説明・評価資料開示を求める学生は、「成績評価に関する説明・評価資料開示願」を補助教員室に提出して、それを行う。補助教員室は、同願を受理した場合には、直ちに科目担当者に連絡し、面接日を設定し、学生に通知する。設定された日時に、当該学生は、科目担当者から成績評価に関する説明を受け、必要に応じて成績評価に関する資料を開示される。成績評価に関する説明・評価資料開示の手続は、すべての成績評価が対象となっている。なお、成績評価説明・資料開示請求は、2010年度は前期定期試験で0件、後期定期試験で3件、2011年度は前期定期試験で0件、後期定期試験で2件となっている。

##### イ 異議申立手続の設定

異議申立手続は、当該科目で「不合格」となった場合が対象であり、事前に成績評価に関する説明・評価資料開示手続を経ていることが前提となる。異議申立手続の概要は以下のとおりである。事前に成績評価に関する説明・評価資料開示を受けても自らの成績評価に納得できない学生は、「成績評価に関する異議申立書」を補助教員室に提出して、異議を申し立てる。異議申立書が受理された場合、教務委員と隣接科目担当教員で構成される成績評価審査委員会が設置される。成績評価審査委員会は、申立学生及び担当教員に対して、それぞれ別個にヒアリングを行った上で、理由を付した決定書の原案を作成し、法科大学院委員会に



提出する。法科大学院委員会は、この原案に基づいて、審議し、再評価を行うべきか否かを決定する。法科大学院委員会の決定は、文書で申立人に交付される。なお、異議申立ての手續は、再試験（再評価）にも適用されるが、2010年度及び2011年度において、異議申立てが行われたという実績はない。

ウ 異議申立手續の学生への周知

当該法科大学院は、各学期の成績評価の発表時に、「成績評価に関する説明・開示・異議申立について」という文書を掲示して、成績開示や異議申立ての手續を学生に周知させている。

(2) 修了認定における異議申立手續

ア 異議申立手續の設定

当該法科大学院は、修了認定についていわゆる単位積み上げ方式を採用し、かつ、積み上げ単位数を、教務委員会、審査委員（久留米大学学位規則第18条の5）及び法科大学院委員会において確認しているとともに、万が一過誤などが生じた場合を想定し、さらに修了認定に関する学生の納得という観点から、「久留米大学法科大学院修了認定の方法に関する内規」が、異議申立手續を規定している。それによると、法科大学院委員会は、修了認定に不可の決議を行った場合、当該学生にその旨及び理由の要旨を記載した文書を交付しなければならない（同内規第4条）。通知を受けた学生は、異議があるときは、通知を受けた日から5日以内に、具体的な理由を記載した書面を法科大学院委員会に提出して異議を申し立てることができる（同内規第5条）。異議の申立てがあったときは、法科大学院委員会は、異議について審理し、異議に理由があるときは前決議を取り消して新たに決議し、理由がないと判断するときは前決議を維持する旨の決議を行い、当該学生にその決議をすみやかに通知しなければならない（同内規第6条）。以上のような異議申立手續を設けているが、現在まで、修了認定に対する異議申立てがなされた事例は存在しない。

イ 異議申立手續の学生への周知

当該法科大学院は、「久留米大学法科大学院修了認定の方法に関する内規」を「学生便覧」に掲載しており、これを通して、学生に開示している。

2 当財団の評価

当該法科大学院の修了認定は、単位積み上げ方式であり、個々の科目の成績評価が重要となっている。各科目担当者は、補助教員室を通して「採点基準」を学生に公表しており、個々の学生は自らの成績を検討する機会が存在している。また、多くの科目担当者が、定期試験終了後や採点終了後に、解

説会や講評会を開催しており、個別の学生に対しても対応している。この段階で、学生は自らの成績評価の根拠を十分に理解することができる。加えて、成績評価説明・資料開示請求の手續、成績評価に関する異議申立て、さらに修了認定に関する異議申立てが制度化され、それも学生に周知されている。異議申立てがあった場合には、手續に従って適切な対応がなされている。

なお、異議申立制度における申立資格は、成績評価でD評価（不合格）を受けた者に限られているが、特待生制度との関係等でABC評価についても異議申立てを認める意義が認められる。また、当該法科大学院によれば、2010年度及び2011年度において、異議申立てが行われたという実績はなく、基本的には、それ以前の科目担当者による採点基準の公開、定期試験解説会・講評会さらには成績評価説明・資料開示請求の段階で、学生が採点や評価に納得したものと思われるとされているが、成績評価に対する異議申立手續の対象を、D評価（不合格）科目以外の科目にも拡張すべきか否かについて、早急に結論を出すことが必要であり、なお改善の余地が残されている。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

B

#### (2) 理由

成績評価及び修了認定の説明や異議申立手續の整備、学生への通知のいずれも良好である。ただし、異議申立制度における申立資格が、成績評価でD評価（不合格）を受けた者に限られている点については、改善の余地がある。

## 第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

### 9 - 1 法曹に必要なマインド・スキルの養成 法曹養成教育

(評価基準) 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

(注)

「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。

「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

#### 1 当該法科大学院の現状

##### (1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

###### ア 当該法科大学院が考える法曹に必要なマインド・スキルの内容

当該法科大学院は、「地域社会に貢献する法曹」を養成することを目標とし、そのために必要なマインドとして、法曹としての使命感及び責任感、法曹としての高い倫理観、社会的弱者への配慮の3つを挙げている。また、法曹に必要なスキル=高度の専門職能力として、問題解決能力、法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力の7つを考えている。

当該法科大学院は、当財団が考える2つのマインドに、社会的弱者への配慮を加える。それは、「地域社会に貢献する法曹」が「地域住民に適切な法的サービスを提供」し、「そこに生きる市民のささやかな幸福を守ろうとする気概を持った法曹」であるからだとしている。

また国際性の涵養については、「地域社会においても定住外国人が増加しており、日常的な紛争にも外国人が関与する事例が増加している」ことから、異文化が混じり合う紛争への対応能力を向上させることが必要だとしている。

###### イ 当該法科大学院による検討・検証等

当該法科大学院は、2007年度の当財団による第1回認証評価における「学年毎の学生の到達目標を明確化する必要性が高い」との指摘を受け、当該法科大学院で修得すべきマインドとスキルを年次毎に段階的に修得すべきチャートを明示した「年次別到達目標」を2008年に設定した。この「年次別到達目標」は、「大学院学生便覧」に掲載され、教員及び学生

に周知されているが、公法系・民事系・刑事系の法律基本科目に限られ、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、先端・展開科目については各科目担当者の設定する「到達目標」に従って、授業計画を策定し、シラバスに明示することとし、学生の授業評価アンケート、FD委員会や法科大学院委員会において、このシラバスの内容は検討・検証されることになっている。また、カリキュラム改訂の議論の場においても、各教員が当該法科大学院が掲げるマインドとスキルを検証し、再確認しているとのことである。

しかしながら、教員アンケートによると、修得すべきスキルとして法的知識、法的思考力、論理的説得能力を挙げる教員は多いが、当該法科大学院が3つめのマインドとしている「社会的弱者への配慮」を挙げる教員はおらず、「2つのマインドと7つのスキルは重要なことであるが、通常人として求められる基本的な常識、論理性、表現力、文章力を身に付けさせることが必要な状況」にあるとする意見もあり、当該法科大学院が設定した3つのマインドと7つのスキルの修得について、教員間で必ずしも十分に共有されていないようにも思われる。

#### ウ 科目への展開

当該法科大学院では、「年次別到達目標」に従って、標準履修者1年次では基礎的な法的知識及び判例の解釈能力を涵養し、2年次では事例に基づいた基礎的知識の適用能力を養成し、3年次では具体的な事案の解決を通じた「問題解決能力」の深化を主目的にしている。そのために、法律基本科目についていえば、1年次に「基礎」科目と「概論」科目を、2年次に「応用」科目を、3年次に「総合演習」科目を配当し、スパイラル状の学修を期待し、3年次における「問題解決能力」の完成に向けて体系的にスキルを修得できる設計となっている。

しかしながら、1年次及び2年次に配当されている法律基本科目は、いずれも理論的基礎知識の定着を目的とした授業である。「2-2 既修者認定 既修者選抜基準等の規定・公開・実施」の分野で指摘したところであるが、既修者認定試験に合格した者が申請により2年次配当の法律基本科目から2科目4単位の認定受けることができるとしていることは、2年次配当の法律基本科目が法学既修者も学修しなければならない「応用」のレベルにないことを裏付けるものである。

実務基礎科目については、必修科目として、1年次に法曹に必要なマインドの前提を身に付けさせる「法曹倫理」を、2年次に「エクスターンシップ・地域法務」を配当し、3年次には事実認定や要件事実を扱う「公法実務演習」、「民事法実務演習」及び「刑事法実務演習」を配当して「問題解決能力」を培うようにしている。また、法を解釈する際に重要となる批判的視点を涵養するための基礎法学・隣接科目及び現代的な

問題に取り組む能力を身に付けるための展開・先端科目を配置する。

しかしながら、理論的基礎知識の修得に重点が置かれ、当該法科大学院が定めている「法科大学院修了者の備えるべき法曹に必要なマインドとスキル」が各科目において十分に展開しているかは疑わしい。また「5 - 1 科目構成(1) 科目設定・バランス」及び「5 - 2 科目構成(2) 科目の体系性・適切性」で指摘したように、法制史がいかなる学問であるかは議論があるとしても当該法科大学院の「西洋法制史」の授業は法制史ではなく民法の講義であるといわなければならない。課外の補習でも法律基本科目に関する法的知識の補充を行っている。

## エ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容

当該法科大学院は、上記のマインドとスキルを修得することを、「学生が最低限修得すべき内容」と位置付けて、それを「年次別到達目標」という形で明示している。スキルの一つとしての「法的知識」については、「法科大学院コア・カリキュラム」の公表を受けて、FD委員会や法科大学院委員会での検討を経て、「法分野別到達目標」を策定し、2012年4月に学生に開示をしている。

この「法分野別到達目標」は、法律基本科目について、「法科大学院の3年間(法学既修者の場合は2年間)の学修で修得すべき内容を示し」、それぞれの科目の「到達目標」と「具体的課題」からなっている。「では、各法分野別の特徴を前提として、全体的に修得すべき知識が示され、では、個別の問題点を解決するために必要な知識」が示されている。

この「法分野別到達目標」が、当該法科大学院のカリキュラムの特徴である1年次の「基礎」科目と「概論」科目、2年次の「応用」科目のなかで、具体的にどのように展開するのかが明確でない。「大学院学生便覧」に掲載されている法律基本科目の各科目のシラバスを見ると、この「法分野別到達目標」を意識したシラバスとそうでないシラバスが見受けられ、教員間で「法分野別到達目標」に示されている基本的考え方が共有されているとまではいえない。

また、修了生が修了時にこの「法分野別到達目標」に到達していることを検証する方法が確立していない。3年次配当の「公法総合演習」、「民事法総合演習」、「商事法総合演習」、「刑事法総合演習」はいずれも選択必修科目であり、学生によってはすべての分野の「総合演習」を履修しない可能性があるが、その場合、選択している「総合演習」の単位を取得すれば、学生が履修していない分野についても到達目標に達していると推認するとのことである。

## (2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況

### ア 入学者選抜

当該法科大学は、「地域社会と住民に奉仕する法曹になる意欲と能力がある者を受入れる」とのアドミッション・ポリシーを掲げ、法曹となるにふさわしい適性を持った人材を入学者として選抜するために、A日程入試（9月）、B日程入試（12月）及びC日程入試（2月）の3回入試を実施し、2011年度から内部振り分け方式をやめ、各日程の入試で法学既修者入試を実施するとともに、A日程入試とB日程入試の標準履修者コースの入学手続完了者で、特に既修者コースを希望した者に対して、C日程入試と同日に、C日程入試の既修者コース希望者と一緒に「既修者認定試験」を実施している。

当該法科大学院は、入学者選抜にあたっては「受験生が本学法科大学院の授業に耐えうる意欲と能力をもっているか、法曹としての使命を果たす素質や意欲をそなえているか、正義感や人権感覚があるか、他人への思いやりがあるか、など」を判定基準として、標準履修者コースの志願者に対しては、適性試験、小論文試験、書類審査（成績証明書、志望理由・自己推薦書）及び面接の結果を総合して選抜が行われ、法学既修者コースの志願者に対しては、適性試験、書類審査、面接及び法律試験の結果を総合して選抜をしている。

2011年度の入学者選抜の検証によれば、標準履修者コースに入学した10人のうち、1年次配当の法律基本科目がD評価（不合格）であった学生が7人、そのうち6人は4科目以上がD評価（不合格）であり、法曹となるにふさわしい適性を持った人材を入学者として適切に選抜できているか疑問とせざるを得ない状況にある。D評価（不合格）を受けた者すべてが適性試験の成績が極端に悪いわけではない。小論文試験、書類審査あるいは面接が有効な選抜機能を発揮していないのではないかとの印象を持った。

#### イ 教員体制

設置基準上の専任教員の数には問題がないが、法律基本科目の一分野において適格性を有する専任教員がおらず、法律基本科目の各分野に必要な専任教員数の基準を満たしていない。実務家教員の割合、教授の比率には特に問題はないが、教員の年齢構成にはかなり高齢の教員もあり、また教員のジェンダー構成についても女性教員が一人も専任教員にいないなど改善に努力が望まれる点もある。また、教員の担当授業時間数については、一部の教員に補習授業やオフィスアワーなどで負担が過大になっている教員がいる。

#### ウ カリキュラム・授業

当該法科大学院は、「年次別到達目標」と「法分野別到達目標」を設定して、これをカリキュラムに反映させることで、年次毎、法分野毎に修得すべきマインドとスキルを明示している。

しかしながら、法曹となるにふさわしい適性を持った人材が必ずしも適切に選抜されていない現状にあっては、教員のなかに「通常人として求められる基本的な常識，論理性，表現力，文章力を身に付けさせることが必要な状況」との意見があるように、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育の実施も極めて厳しい状況にある。当該法科大学院では、特に1年次・2年次において、その単位の多くが必修科目となっており、学生が自由に科目を選択できるカリキュラムとなっていない。また、すでに指摘したところであるが、法律基本科目はいずれも理論的基礎知識の定着を目的とした授業となっている。補習授業や法曹特殊講義と称する答案練習を課外科目として実施しなければならない状況にある。福岡県4大学単位互換制度による設置科目と同一曜日に法曹特殊講義が実施されているため、学生に福岡県4大学単位互換制度による設置科目を履修するインセンティブが与えられていない。

教員が熱意を持って「良い」授業に取り組もうとしていることは見て取れるが、1年次の授業にあっては、受講している学生が基礎的な理解ができているかを教場で確認しながらの授業は少なく、講義形式の授業が多い。1年次の「基礎」科目のなかには、シラバスと異なる内容であったり、導入科目としては高度な内容であったり、学生が確実に内容を理解しているかわからない授業もあった。参考書に隣接業種受験用の予備校テキストを指示するなど、法科大学院の設置科目として適切でない授業内容となっている科目も見受けられる。基礎法学科目のなかに明らかに法律基本科目である民法の講義である授業もあった。

## エ 成績評価・修了認定

法科大学院は「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要であり、そのために厳格な成績評価と修了認定が求められるところ、当該法科大学院は、当財団が2007年に実施した認証評価において、「第9分野 成績評価・修了認定」(当時)全体の再評価を求められ、2009年に「第9分野 成績評価・修了認定」の再評価を受け、「適合」の認定を受けたが、なお改善すべき課題を指摘された。これを受けて、2010年6月2日の法科大学院委員会において、「法科大学院定期試験実施要綱，答案保存及び採点基準の明確化について(申し合わせ)」を決定している。この「申し合わせ」により、第8分野で評価したように、出題，採点結果，成績評価のプロセスを見たとき、非常勤講師等に成績評価基準を守っていない教員も見受けられるが、おおむね厳格な成績評価が行われているといい得る。しかし、そのために進級できない学生や修了できない学生の数が増加していることは、法曹養成という教育の過程全般から見ると、当該法科大学院が改善すべき新たな課題となっている。

当該法科大学院は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容として、「年次別到達目標」と「法分野別到達目標」を提示しているが、既に指摘したことであるが、特に修了生が修了時に「法分野別到達目標」に到達していることを検証する方法がまだ十分に確立されていない。

### (3) 国際性の涵養

当該法科大学院は、社会の国際化に伴って、法的紛争解決を職業とする法曹にも国際性の涵養が不可欠となっていることを意識して、地域社会における国際化の要請に応える法曹の養成を考え、異文化理解という観点から、基礎法学・隣接科目群に「国際政治学」、「外国法（英米法）」、「外国法（中国法）」を、そして展開・先端科目群に「国際法」、「国際私法」を設置している。しかし、近年の入学者の減少、1年次・2年次における必修科目の多さなどの理由からこれら科目の受講生は必ずしも多くないという現状にある。さらに、入学者の減少と受講生の減少は、兼任教員の確保にも影響を及ぼしており、基礎法学・隣接科目群の休講が目立つ。国際性の涵養の中心をなすべき「外国法（英米法）」、「外国法（中国法）」あるいは「国際政治学」は2年続けて休講している。国際シンポジウム等も、教員も学生もそうした国際シンポジウムを開催する余裕がないのが現状である。

## 2 当財団の評価

当該法科大学院が、その養成しようとする法曹像とそのために必要な資質・能力として掲げている点はいずれも評価できる。しかし、その資質、能力の養成への取り組みについては、抜本的に改善する必要がある。

当分野の評価は、「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である、との基準で行われる。

「法曹となるにふさわしい適性を持った人材」の確保については、「2 - 1 入学者選抜 入学者選抜基準等の規定・公開・実施」で指摘したように、2011年度の標準履修者コース入学者10人のうち6人が1年次に4科目以上不合格となっており、「法曹となるにふさわしい適性を持った人材」を選抜することができているか疑問とせざるを得ない。入学者が、2010年度15人、2011年度11人、2012年度6人であり、受験志望者の急減、入学者の確保の困難などの現状を踏まえて、学生の確保について有効な方策を総合的に検討する必要があるが、具体的方策が立てられていない。2013年度入試から取り入れられる適性試験の「入試最低基準点」の設定、既修者試験の科目毎の「合格最低点」の設定及び「適性小論文利用入試」が、「法曹となるにふさわしい適性を



持った人材」の選別・確保に有効であるかについては、十分な検証を行う必要がある。

「地域社会に貢献する法曹」を養成することを目標とする当該法科大学院が、「エクスターンシップ・地域法務」を必修科目とするなど臨床系科目に工夫をしていることは、法曹となった修了生の多くが九州地方で活躍をしている点からも評価できる。しかしながら、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育の実施全体を見ると、1年次の「導入」科目が本来の意味での導入教育になっていない。学生の基礎的な学力の不足、法的知識の不足に目を奪われ、本来1年次の法律基本科目で扱うべき内容が2年次の「応用」科目でも扱われている。知識重視の講義形式の授業や多くの補習が行われ、1年次・2年次の必修科目の多さと相まって、学生に受け身の学修姿勢を助長する結果となっている。

総じて法的知識以外の法曹に必要なとされる能力、殊に問題発見能力、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力を涵養する教育となっていない。創造的・批判的検討能力を涵養する基礎法学・隣接科目でも民法が講じられているなどはその典型例であり、自分の頭で考えて知識の定着が図れるような教育方法を工夫すべきである。

当該法科大学院は、社会の国際化に伴って、法的紛争解決を職業とする法曹にも国際性の涵養が不可欠となっていることを意識して、地域社会における国際化の要請に応える法曹の養成を考え、異文化理解という観点から、国際性の涵養をはかるための科目を用意しているが、関連科目のほとんどが休講であり、国際性の涵養はほとんど行われていない。

法律基本科目を担当する専任教員が欠けていることは重大な問題であり、早急に改善されなければならない。また、少なくとも法律基本科目を担当する専任教員は、その教育効果を考えるならば、各科目に複数人配置されることが望ましく、各分野に必要な教員数1人の基準を満たせば十分であるとはいえない。

「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了しているかについては、司法試験が「法曹に必要なマインドとスキル」の一部を評価する試験であるから、その合格率だけをもって、この項目を評価することは避けなければならないが、修了生の8割以上が司法試験に合格していない事実を受け止めて、法曹養成を担う中核的教育機関として、当該法科大学院の在り方を抜本的に見直し、具体的改善策を検討する必要があるが、具体的改善策は示されていない。しかし、このことは決して司法試験合格率を上げるために予備校的な知識偏重の教育を行うことを意味しないことに留意すべきである。また、当該法科大学院は、修了予定者が「法分野別到達目標」に到達しているか否かを、3年次の法律基本科目の総合演習で確認するとしているが、3年次の法律基本科目の総合演習は選択必修科目であることから、学生の選択

によってはすべての分野の総合演習科目を履修しない可能性があり、修了時に「法分野別到達目標」に到達していることを検証する方法が十分に確立されているとまではいえない。

当該法科大学院は、本評価報告書で指摘したことを踏まえて、法曹養成を担う中核的教育機関としての方向性を過たない自己改革が喫緊の課題である。

### 3 多段階評価

#### (1) 結論

D

#### (2) 理由

法曹養成教育の取り組みについて、抜本的に改善すべき点が多く、重大な問題がある。

#### 第4 本認証評価のスケジュール

##### 【2012年】

- 1月23日 教員，学生及び修了予定者へのアンケート調査（～3月2日）
- 3月30日 自己点検・評価報告書提出
- 4月25日 評価チームによる事前検討会
- 5月20日 評価チームによる直前検討会
- 5月21・22・23日 現地調査
- 6月11日 評価チームによる事後検討会（評価チーム報告書作成）
- 7月3日 評価委員会分科会（評価報告書原案検討）
- 7月20日 評価委員会（評価報告書原案作成）
- 8月1日 評価報告書原案提示及び意見申述手続告知
- 8月30日 評価報告書原案に対する意見申述書提出
- 9月12日 評価委員会（評価報告書決定）
- 9月26日 評価報告書送達及び異議申立手続告知